

第22回 「国際交流拠点・品川」における 高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議

日時：2026年9月8日（火）14:30～16:30

場所：JR 東日本 現地会議室

次 第

【全体会】

1. 開会

2 第21回(7月27日)有識者検討会議議事録確認

【資料1】

3 「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえた まちづくりについて」の意見交換

1)(情報共有)「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における協議状況

・第70回調査・保存等検討委員会資料

【資料2-1】

・第71回調査・保存等検討委員会資料

【資料2-2】

2)高輪築堤の保存・継承とまちづくりとの両立について

【資料3】

4 品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ(案)について

【資料4】

5 その他

6 閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議（第 21 回）

開催記録

I 開催概要

日 時： 2026（令和 8）年 7 月 27 日（月曜日）14 時 30 分～16 時 30 分

場 所： JR 東日本 現地会議室

出席者： 以下の通り

表 出・欠席者一覧

有識者	・松浦 晃一郎氏（第 8 代ユネスコ事務局長） 座長 ・木曾 功 氏（元ユネスコ日本政府代表部特命全権大使） 副座長 【欠席】稲葉 信子 氏（筑波大学名誉教授/国際機関 ICCROM 事務局長特別アドバイザー/静岡県富士山世界遺産センター館長） ・中井 検裕 氏（東京科学大学名誉教授/IBS 計量計画研究所/MINTO 機構） ・西村 幸夫 氏（東京大学名誉教授/國學院大學名誉教授） 【欠席】本保 芳明 氏（国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所 前代表）
有識者 オブザーバー	・小野田 滋 氏（公益財団法人鉄道総合技術研究所アドバイザー） ※オンライン 老川 慶喜 氏（立教大学名誉教授） 【欠席】古関 潤一 氏（東京大学名誉教授/ライト工業株式会社 R&D センターテクニカルオフィサー） ・谷川 章雄 氏（早稲田大学人間科学学術院名誉教授）
オブザーバー	・文化庁 文化資源政策・記念物課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 開発指導課 ・鉄道博物館 学芸部 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課
事業者	・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術管理部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・東日本旅客鉄道株式会社 TOD 企画部 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング戦略部
事務局	- 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部品川開発部 - 東日本旅客鉄道株式会社 TOD 企画部・マーケティング戦略部
サポート	パシフィックコンサルタンツ株式会社

当日配付資料：次第

資料 1 「「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議 運営要領（改訂版）」

資料 2 「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた議論の進め方について」

資料 3 「「信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存」に係る検討・協議状況について」

資料 3 別紙 「信号機跡を含む 5・6 街区間に関する現地保存の検討状況について」

資料 4 「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における協議状況]

資料 4 別紙 「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値および保護措置について(6)」に対する当社見解]

資料 4 参考資料 2-1 [第 66 回調査・保存等検討委員会資料]

資料 4 参考資料 2-2 [第 69 回調査・保存等検討委員会資料]

資料 5 [高輪築堤の保存・継承とまちづくりの両立について]

II 議事概要

1 開会

- 第 21 回「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」（以下、「有識者検討会議」とする）を開会する。（事務局 JR）

2 運営要領改訂

- 資料 1 を説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕

・JR の組織改編及び参加者の所属等の変更を反映した。

- 改訂を了承する。（座長・委員一同）

3 「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて」の意見交換

1) まちづくりと高輪築堤の保存・価値・継承の両立に向けた議論の進め方について

- 資料 2 を説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕

・「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下、「検討委員会」とする）及び「有識者検討会議」の検討についてこれまでの経緯と進め方について取りまとめた。

・信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤の現地保存について、2026 年 2 月の第 64 回「検討委員会」及び 2026 年 2 月の第 19 回「有識者検討会議」を受けて協議体での具体的な検討内容を整理した。

2) （情報共有）「信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存」に係る検討・協議状況について

- 資料 3、資料 3 別紙説明する。（事務局 JR）

〔説明概要〕

・協議体は関係事業者、関係行政機関、有識者で構成する。

・協議体の目的は信号機跡を含む 5・6 街区間約 50m の高輪築堤の良好な保存と歩行者ネットワークを含むパブリックスペースの形成を実現する都市基盤施設及び結節空間整備の計画について方策を取りまとめることである。

- ・協議体は 2026 年 3 月～7 月にわたり計 6 回開催した。
- ・主に都市基盤施設として区画道路 4 号の形状変更と歩行者デッキと地下車路の一体構造化、併せて事業者による建物計画等の検討を行い、現時点において信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤約 50m の区間の現地保存の実現と都市基盤施設、建物計画等の変更についての見通しが得られた。
- ・今後、保護措置の整理後に実務的な検討を経て各種法令等の手続きを進める。
- ・都市基盤施設や結節空間のあり方は協議体において引き続き検討を進める。

3) (情報共有)「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における協議状況

- 資料 4、資料 4 別紙、参考資料 2-1・2-2 を説明する。(事務局 JR)

〔説明概要〕

- ・2026 年 7 月の第 69 回「検討委員会」において事業者より信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤の現地保存の実現の見通しの報告を行った。
- ・検討委員会の委員見解となる「高輪築堤等の文化財的価値および保護措置について(6)」に対する JR 東日本の見解として、協議体の中で信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の見通しが立ったこと、6 街区南部の状況の報告、4 街区における第 7 橋梁南横仕切堤の移築保存について示した。
- ・委員見解を出発点とした信号機跡を含む高輪築堤約 100m の現地保存という要望について数多くの合理的な開発計画のシミュレーションを実施し、網羅的な検討を行ってきたが、いずれもネットワークの確保や建物計画の成立性等の観点から開発計画の成立が難しく、現地保存との両立が困難であるという結果を提示してきた。
- ・これに対し、信号機跡を含む 5・6 街区間約 50m の現地保存という案を協議体での議論を経てまとめてきた。
- ・なお、5・6 街区間約 50m を含んだ上で 100m の高輪築堤を保存するパターンも検討してきたが、これまでの検討と同様に実現が困難という結果となった。

4) 「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて」のとりまとめに向けた意見交換

- 資料 5 を説明する。(事務局 JR)

〔説明概要〕

- ・資料 4 までの内容を踏まえ、本日の会議で議論いただきたい内容をまとめた。
- ・本日は、高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりの推進に関する取りまとめに向けた意見交換をお願いしたい。
- ・信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存について一定の実現見通しは得られているものの、取りまとめさらに慎重な判断が求められる状況にあると認識している。
- ・特に建物計画と築堤の関係性において、施工計画との検討が未了であり、取りまとめに向けた保存範囲の信頼性を担保する観点では十分ではないと考える。
- ・信号機跡については、その文化財的価値を踏まえ、確認調査の結果等も精査しながら、現地保存の十分な検証を実施していくことが重要である。

・したがって、今回の会議で取りまとめを行うというご意向を頂いていたが、大変恐縮ながら今回の会議での取りまとめは見送っていただき、次回の会議で取りまとめの案をご議論いただくという流れでお願いしたい。

- 資料 2～4 について意見をもらう。（座長）
- 5・6 街区間の協議体は、国交省、文化庁、東京都まちづくり担当・文化財担当、港区まちづくり担当・教育委員会担当で構成し、事務局は UR 都市機構・JR 東日本で進めてきた。熱心な議論を経て一定の見込みが得られた。協議参加者には御礼を申し上げる。（中井氏）
- 都市計画変更の手続きや、現地保存後の結節空間の整備の姿などがこれからの課題になるので引き続き協議体での議論を継続する。（中井氏）
- 都市計画変更が実現しそうということで大変喜ばしいが、一度決定した都市計画を短期間で変更することは異例のことである。信号機跡が重要な発見であり都市計画変更に値する十分な理由であることを各立場の方が同意したという理解でよいか。（西村氏）
 - ← 全体としてその通りである。文化庁からも遺構の発見に伴う都市計画変更の事例を紹介してもらい、理由として都市計画変更もよろしかろうという共通認識を得ている。都市計画決定から短期間であるが、その間に発見されたものとなるので理由としては十分であると考える。（中井氏）
- 6 街区の接道など技術的な課題が多いと思うが、難しい課題は残っていないという認識でよいか。（西村氏）
 - ← 接道問題は協議体でも議論し、従来の基準を踏襲すれば大丈夫だろうという内々の協議も経て、解決の方向を見出している。解決に至るまでにクリアすべき条件はあるが、その議論の結果が本日説明した短絡ルート案と理解してもらいたい。（中井氏）
- 都市計画は決定まで時間がかかるが、その間に事業者側も様々な設計の進捗があると思う。どのように調整して進めていくか。（西村氏）
 - ← 建物計画の見直しなど具体的な調整は文化財の保存の具体的な方向性が見えた段階で検討・協議を進めていきたい。（事務局 JR）
- 短期間の整理に感謝する。信号機跡を残すために JR 東日本も建物の一部をセットバックするなど変更を行うということであり、解決に向けていい方向が見えてきた。（副座長）
- 5・6 街区間の現地保存の問題が一定の結論を得たことは大変ありがたい。検討委員会の問題は 5・6 街区全体へ言及していく状況になる。9 月の検討委員会で委員見解を提示する予定である。（谷川氏）
- 信号機跡が保存できることが大きな前進である。（小野田氏）
- 5・6 街区間での保存の実現見通しが立ったことが喜ばしい。（老川氏）
- 協議体の議論をまとめていただき感謝している。信号機跡に対応する築堤をどれくらい残すことができるかが、今後の具体的な検討だと思う。（文化庁）
- 協議体の議論に感謝する。8 月の検討委員会でも JR 東日本から詳細資料が提示されるということだが、それを踏まえてしっかりと議論していければよい。（港区）
- 協議体の議論に対して感謝する。9 月の検討委員会の議論を注視したい。（港区）

- ぜひ築堤を目に見える形で保存してもらい、将来のまちづくりに活かすことを積極的に検討してもらいたい。協議体の検討結果は、まだ実務的検討を要するものであり、建物配置や形状は都市計画全体協議の中で決定する。（港区）
- 資料5について意見をもらう。（座長）
- 5・6街区は開発区域全体や品川駅街区に係る範囲において一連の施設という扱いの中で役割分担を議論することが必要である。築堤のあった長い区間における展示施設の場所や役割をメリハリつけて整理したい。（中井氏）
- 5・6街区は区域が細長く、接続する出入口も限られている。泉岳寺駅、高輪ゲートウェイ駅、品川駅からの接続部分をどうしていくかについて、まず考えたい。その後、展示方策や残し方という点を一連の中で計画していきたい。（中井氏）
- 概ね開発のゴールが見えてきた段階だが、今のうちに保存と両立の計画、あり方の検討を進めておきたい。（中井氏）
- 地区全体が細長いのが、遺構が点として保存される形になっている。デザインの中にうまく継承がわかるような工夫を施して、全体のつながりが見える配慮をしてもらいたい。（西村氏）
- 新橋～横浜間鉄道が担った日本の近代化の物語をどの場所でどうプレゼンし、どう次につながっていくのかというストーリーや情報をうまく出していけるように戦略的に考えてもらいたい。動線が限られているのでどこでどういう話を伝えるか、計画しやすい。日本の近代化に資する遺構であることをうまく伝えてほしい。（西村氏）
- 日本の近代化の歴史を感じられる場所をどう表現するか、検討を進めてもらいたい。国際交流拠点として、国際的な情報のハブとして機能する観点と歴史を将来に発信する観点をうまく融合させた空間ができるとよい。（副座長）
- 個別にいろいろと保存されて公開されることは非常によいが、全体像の中でどういう位置づけとするかが高輪築堤の価値のあり方として非常に重要だと思う。（座長）
- 新橋～横浜間鉄道の近代史上の位置づけ、その中での高輪築堤の位置づけ、歴史的な意義がわかるような展示を作ってもらいたい。この部分を一番期待している。（座長）
- 保存された遺構をどうするかはまだ検討の途上であり、「検討委員会」はまずは保存について傾注する。（谷川氏）
- 高輪築堤と東海道の間埋め立てなど、遺跡の発掘調査の生々しい成果についてもまちづくりに活かすことができればいいと思っている。（谷川氏）
- 史跡区域に加えて信号機土台部の移築保存、第7橋梁南横仕切堤の移築保存など、ある程度連続して残るようになる。これが5・6街区で途切れるような形になるので、何らかの形で残ることが重要である。（小野田氏）
- 築堤が作られた当時のまちづくりと築堤の関係性についても、地域のまちづくりを進めるうえで重要な観点である。（老川氏）
- 東海道と築堤の間の部分の発掘も進めているので、その成果をまちづくりのストーリーに反映してもらえるとありがたい。（港区）

4 その他

- 特になし。

5 閉会

- 本日の有識者検討会議の議事要旨は 8 月 5 日（水）に開催される第 70 回「検討委員会」に情報共有する。議事要旨の内容は事務局に一任いただきたい。（事務局 JR）
- 次回第 22 回「有識者検討会議」は本日の議論を踏まえて 9 月 8 日（火）の開催を予定する。今回取りまとめというご意向を頂いていたが、次回、「有識者検討会議」としての取りまとめの場とする。本日の資料 5 を含めてどのような形で整理するか、事前に各有識者の皆様にご相談し、進めさせていただきたい。（事務局 JR）
- まずは 5・6 街区間の保存のあり方をまとめていくが、本日の議論を受けて開発区域や築堤全体における役割や連携の方法などについて、折を見て有識者検討会議でもご意見を頂きたいと思っている。頻度は、検討を進める時間の関係もあるので、例えば年に 2 回程度を考えられればと思う。（JR）
- 本日は終了する。（事務局 JR）

要旨以上

III 記録

1 開会

- [事務局 JR] ただいまより、第 21 回「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」（以下、「有識者検討会議」とする）を開会する。
- [事務局 JR] 本日は有識者の稲葉氏・本保氏、有識者オブザーバーの古関氏が欠席、有識者オブザーバーの老川氏がオンライン参加となる。
- [事務局 JR] 配付資料の確認を行う。資料の欠損があれば申し出を頂きたい。
- [事務局 JR] 本日の次第を説明する。
- [事務局 JR] ここからは座長に進行をお願いする。
- [座長] 資料 5 が特に重要な資料となるのでしっかりと議論したい。

2 運営要領改訂

- [事務局 JR] 資料 1 を説明する。運営要領について、今般、JR の組織改編及び参加者の所属等の変更を反映した。本文及び名簿について赤書きで改訂している。
- [座長] 質問や意見はあるか。
- [座長] 次の議題に進む。

3 「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりについて」の意見交換

1) まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた議論の進め方について

- [事務局 JR] 資料 2 を説明する。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」（以下、「検討委員会」とする）及び「有識者検討会議」の検討について、これまでの経緯と進め方について取りまとめたものとなる。信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤の現地保存について、2026 年 2 月 4 日開催の第 64 回「検討委員会」及び 2026 年 2 月 18 日開催の第 19 回「有識者検討会議」を受けて協議体での具体的な検討内容を整理して共有する。

2) （情報共有）「信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存」に係る検討・協議状況について

- [事務局 JR] 協議体の検討結果について、資料 3、資料 3 別紙を説明する。資料 3 別紙に検討の結果をまとめる。関係事業者、関係行政機関、有識者による協議体であり、目的として信号機跡を含む 5・6 街区間約 50m の高輪築堤の良好な保存と歩行者ネットワークを含むパブリックスペースの形成を実現する都市基盤施設及び結節空間整備の計画について方策を取りまとめることにある。協議体は 2026 年 3 月～7 月にわたり計

6 回開催している。主に都市基盤施設として区画道路 4 号の形状変更と歩行者デッキと地下車路の一体構造化、併せて事業者による建物計画等の検討を行い、現時点において、信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤約 50m の区間の現地保存の実現と都市基盤施設、建物計画等の変更についての見通しが得られた。今後、保護措置の整理後に実務的な検討を経て各種法令等の手続きを進める。都市基盤施設や結節空間のあり方については協議体において引き続き検討を進めていく。

3) (情報共有)「高輪築堤調査・保存等検討委員会」における協議状況

[事務局 JR]

2026 年 7 月 15 日開催の第 69 回「検討委員会」において事業者より信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤の現地保存の実現の見通しの報告を行った。この内容について資料 4、資料 4 別紙、参考資料 2-1・2-2 を説明する。資料 4 は検討委員会の委員見解となる「高輪築堤等の文化財的価値および保護措置について(6)」に対する JR 東日本の見解であり 2 ページ目以降に具体的な内容を記載している。協議体の中で信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の見通しが立ったことを踏まえたものである。その他、6 街区南部の状況の報告、4 街区における第 7 橋梁南横仕切堤の移築保存についての見解を記載している。5 街区、6 街区、5・6 街区間については、JR 線と京急線に挟まれた用地であり開発条件として非常に厳しい状況にあるということをこれまで説明してきた。また既に都市基盤施設等も整備または整備中の状況である。そのような中、高輪ゲートウェイシティの 1～6 街区において 5・6 街区は品川駅に接続する結節空間となり開発価値が非常に高く、歩行者や一般車両、物流、エネルギーの各ネットワークが整備されるなど、様々な公共性の高いまちづくりを推進するための重要なエリアとなる。これらの機能は主に建物の地下部を中心に確保していくことになる。こうした計画に対して検討委員会においては、委員見解を出発点とした信号機跡を含む高輪築堤約 100m の現地保存という要望に対する数多くの合理的な開発計画のシミュレーションを実施し、網羅的な検討を行ってきた。しかしながらいずれの案もネットワークの確保や建物計画の成立性等の観点から開発計画を確保することが難しく、現地保存との両立が困難であるという結果を提示してきた。これに対し、結論となる信号機跡を含む 5・6 街区間約 50m の現地保存という案を、協議体での議論を経てまとめてきたものとなる。なお、5・6 街区間約 50m を含んだ上で 100m の高輪築堤を保存するパターンも検討してきたが、これまでの検討と同様に開発への影響が大きく、実現が困難という結果も示している。

4) 高輪築堤の保存・継承とまちづくりの両立について

[事務局 JR]

以上を踏まえ、本日の「有識者検討会議」で議論を頂きたい内容を取りまとめた資料 5 を説明する。1 ページ目は「検討委員会」、「有識者検討会議」の議論と高輪築堤の各街区の発掘状況、1～4 街区における保存の方針を取りまとめたものとなる。2 ページ目からは、「高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくり」について、これまで「有識者検討会議」で頂いた様々な意見をサマリーの形

で取りまとめた。網羅的な意見は 4・5 ページ目に示す。最後に資料 2 に戻るが、高輪築堤の保存・価値・継承のあり方を十分に踏まえたまちづくりの推進に関する取りまとめに向けた意見交換をお願いしたいと考えている。事前説明においては委員の皆様から本日の会議において取りまとめを行うというご意向を頂いていたが、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存については一定の実現見通しは得られているものの、取りまとめに向けた結論としてご提示するには、事業者として慎重な判断が求められる状況にあると認識している。特に建物計画と築堤の関係性において、施工計画との検討が未了となっている。取りまとめに向けた保存範囲の信頼性を担保するという観点で十分ではないと考えており、特に信号機跡については、その文化財的価値を踏まえ、確認調査の結果等も精査しながら、現地保存について十分な検証を実施していくことが重要であると考えている。したがって、今回の会議で取りまとめを行うというご意向を頂いていたが、大変恐縮ながら今回の会議での取りまとめは見送っていただき、次回の会議で取りまとめの案をご議論いただくという流れでお願いしたいと考えている。

[座長]

順に意見を伺いたい。

[中井氏]

5・6 街区間の協議について補足する。協議体は、国交省、文化庁、東京都まちづくり担当、東京都文化財担当、港区のまちづくり担当、港区教育委員会の担当に出席いただき、事務局は区画整理事業の施工者である UR 都市機構と JR 東日本で進めてきた。熱心な議論を経て、一定の見込みが得られたということで、協議参加者には御礼を申し上げる。ただし、細かい話について積み残しがいくつかある。例えば具体的な都市計画変更の手続きや、現地保存後に結節空間をどのように整備するか、などがこれからの議論となる。それに向けて引き続き協議体での議論を継続していく。皆様に一定のご納得をいただいて、5・6 街区間プラス信号機跡の保存ができそうだ、という前提で、これからどのような両立のあり方があるかを、この協議体や個別の協議の中で議論していくことになると思う。ぜひそれを進めていただきたい、ということが現時点での私の思いである。

[座長]

引き続き協議体の皆様には頑張って検討をお願いしたい。

[中井氏]

今後の予定としては実務的なスケジュールが中心となる。縦覧期間等も必要となるため、最終的な都市計画変更は早くても 2026 年度末から 2027 年度初頭に入るくらいの時期だと思う。そこまでには確実に進められるという認識を出席者で共有しているので、必要な手続きをたどっていくと、そのくらいの時間になると考えている。

[西村氏]

大変な努力で都市計画変更が実現しそうだということとなり、大変喜ばしい。しかし、一度決定した都市計画をこの短い期間で変更することは、あまり例がない。異例なことである。信号機跡が非常に重要な発見であり、都市計画を変更するに十分な理由になるということとをそれぞれの立場の方が共有し同意した、ということによいか。

- [中井氏] 全体としてはその通りである。文化庁からも史跡の発見に伴ういくつか都市計画変更の事例を紹介してもらい、こうした理由であれば都市計画変更もよろしかろう、ということで共通認識を得ている。確かに前回の都市計画決定から時間は経っていないが、その間に発見されたものとなるので、都市計画変更の理由としては個人的には十分であると考えている。
- [西村氏] 例えば6街区の接道など、乗り越えるべき技術的な課題が多いと思う。そのような難しい課題は具体的には残っていないという認識でよいのか。
- [中井氏] 接道の問題は協議体でも議論をしている。解決の方向は見出しているが、その解決に至るまでには様々な条件をクリアしないといけない。そうした議論の結果が本日の報告として図面に示されている短絡ルート该案であると理解してもらいたい。最終的に接道については特定行政庁の同意が必要になり、その同意自体はこれからだが、従来の基準を踏襲すればこの案で大丈夫だろうという内々の協議も進めているので、クリアできるものと判断している。
- [西村氏] 都市計画は決定までに時間がかかるが、その間に事業者側で様々な設計の進捗があると思う。どのように調整して進めているのか。
- [事務局 JR] 具体的な調整協議は、文化財の保存について整理が進んだ段階になってからではないと進まない内容もある。まちづくり全体のスケジュールも視野に入れながら、文化財の保存の具体的な方向性が見えた段階で、建物計画の見直しなど具体的な検討・協議を進めていきたい。
- [副座長] 中井氏からの話で安心した。短期間での整理に感謝する。JR も信号機跡を残すために一部建物のセットバックなどの建築変更を行うということで、解決に向けて良い方向が見えてきたと思っている。
- [座長] オブザーバーからも意見をもらいたい。
- [谷川氏] 2026 年 7 月の「検討委員会」の議事録を見てももらえるとよいが、「検討委員会」としても中井氏から説明を受けた。5・6 街区間の現地保存の問題が一定の結論を得たということについて、大変ありがたい。今後我々としての問題は、5・6 街区全体へ言及していく状況となる。9 月の「検討委員会」で委員見解を提示する予定である。
- [座長] 9 月の段階で具体的にどのような見解を出すのか。
- [谷川氏] 9 月の委員見解についてはまだ委員間で議論していない。JR 東日本の見解を受けた形で委員見解を提示する予定である。
- [小野田氏] 5・6 街区間については、信号機跡がギリギリの所で保存できるようになったことが大きな前進だと思っている。当初要望の 100m に対して保存区間が 50m というところではあるが、信号機跡が保存できるということが非常に大きい。
- [老川氏] 協議体の検討の結果、5・6 街区間での保存の実現の見通しが立ったということは非常に喜ばしい。「検討委員会」としては、遺構全体をどうするかという部分を検討していきたい。9 月に見解を提示したい。
- [座長] 文化財行政から意見をもらいたい。

- [文化庁] 協議体にて議論をまとめていただいて感謝している。信号機跡に対応する築堤をどれくらい残すことができるか、という部分がこれからの具体的な検討だと思っている。それがわかり次第、教えてもらいたい。
- [港区] 協議体の議論に対して感謝する。次回の8月の「検討委員会」でもJR東日本から詳細の資料が示されるということだが、それを踏まえてしっかりと議論していければよいと考えている。
- [港区] 協議体の議論に対して感謝する。9月の「検討委員会」の議論を注視していきたい。
- [港区] 港区まちづくり支援部から意見を述べる。交通結節空間のあり方について、今回5・6街区間における高輪築堤跡の現地保存の実現について一定の見通しが得られたことは、港区としても非常に意義があるものと考えている。一方で、保存された築堤の活用や公開のあり方については議論があるものと思っている。地上部の区道を短絡化する都市計画変更を行うという観点から、ぜひその築堤を見える形で保存してもらい、将来のまちづくりに活かすことを積極的に検討いただきたいと考えている。人の往来や滞留機能を踏まえ、現地保存範囲の全てではなくとも、例えばガラス張りとして地下部を見せるなどの方法もあるのではないかと考えており、事業者には幅広い検討をお願いしたい。今回の協議体の検討結果は、まだまだ実務的な検討を要するものであると認識している。具体的な建物の配置や形状について、導入機能を踏まえて都市計画全体の協議の中で最終的に決定するものと考えている。事業者には5・6街区における高輪築堤の効果的な保存等を踏まえ、しっかりと検討を進めてもらいたい。
- [座長] 続いて、資料5について意見をもらいたい。
- [中井氏] 開発区域は細長く、築堤自体も細長いものである。1～4街区は保存を含めて活用を決めてきた。5・6街区、品川駅街区に係る範囲については、一連の施設という扱いの中で役割分担を議論することが必要であると思う。残すところを公開する、公開しないという議論もあるが、築堤のあった長い区間において展示施設をどのようにするかなどについて、メリハリをつけて役割を整理したい。この5・6街区は細長く入り口も限られている特徴があるが、泉岳寺駅と高輪ゲートウェイ駅、品川駅からしか入るところがないので、そういう部分をまずどのようにしていくか考えたい。その後、どのような展示や残し方をするのかという点を、一連の中で計画をしていきたい。大体の開発のゴールが見えてきている段階だと思うが、今のうちに保存と両立の計画、あり方というものを進めておきたい。
- [西村氏] 地区全体が細長いなかで遺構が点在して保存されることになるので、デザインの中にうまく継承がわかるような工夫を施して、デザインとして全体のつながりが見えてくるようなものとしてもらいたい。ぜひそうした配慮をしてもらいたい。また、モノやデザインとしてどう見せるかという中で、新橋～横浜間の鉄道が担った日本の近代化の物語を、どういう場所でどのようにプレゼンし、その次にどうつながっていくかという話を、うまく情報を提示できるように計画していくこと

を戦略的に考えてもらいたい。動線が限られているので、どこがコアで、どこにメインの情報を置いてと、戦略としてどこでどういう話を伝えるかを計画しやすいと思う。日本の近代化に果たした役割が大きいことを実感できるようにして伝えてほしい。

[副座長] 日本の近代化の歴史を感じられるような場所としてどういう形で表現するのか、大変なことだと思うが、それを踏まえて今後の検討や取り組みを進めてもらいたい。この地域が国際交流拠点として、国際的な情報のハブとして機能する観点と、歴史を将来に向けて発信していく観点を、将来に向けてうまく融合させた空間ができるとよいと思っている。

[座長] 個別にいろいろなものが保存され、公開されることは非常に良いことだが、全体像の中でどういう位置づけになっているか、高輪築堤の価値のあり方として非常に重要だと思っている。見ることができる場所がどういう位置づけなのか、ということにも言及して全体の説明がしっかりとわかるような展示をまとめてもらいたい。新橋～横浜間鉄道の近代史上の位置づけ、さらにその中の高輪築堤の位置づけ、歴史的な意義がわかるような展示をぜひ作ってもらいたい。これまでに繰り返し申し上げているが、この部分を一番期待している。

[谷川氏] 保存された遺構をどうするかは、まだ検討の途上であり、「検討委員会」はまずは保存について傾注したいと思う。我々は高輪築堤と東海道の間の埋め立てについても確認している。そうした遺跡の発掘調査の生々しい成果についても、このまちづくりに活かすことができれば良いと思っている。

[小野田氏] 資料5を見て、移築保存が決まっている信号機土台部、第7橋梁の仕切堤の移築保存、など、築堤の全部は残っていないもののある程度連続して残るようになる。その見方で言うと、5・6街区で途切れてしまうような形になってしまうので、何らかの形で残るようになることが重要だと思う。品川駅からのアプローチの所に何も残っていないというのは、少し物足りない気がする。

[老川氏] 西村氏や副座長の発言に関連し、新橋～横浜間の鉄道が日本の近代化に大きな役割を果たしたということを将来にわたって発信していくことが非常に重要だ、ということは賛成する。そのためには、新橋～横浜間だけではなく、群馬や奥州、長野や京都の輸送などにつながっていくという明治初期の鉄道形成も考えていかねばならない。また、ここは単に海を埋め立てたということだけではなく、築堤を作って鉄道を走らせたということが重要である。ただ走らせるだけなら埋め立てでもよかったが、地域のことを考えて築堤にすべきだという判断がなされた。地域のまちづくりを進めていこうとする際に、当時のまちづくりと築堤の関係性についても重要な観点だと考える。幸い JR 東日本は鉄道博物館や旧新橋停車場を持っているので、そういう施設とつなげて、こうした話題の発信をしていけばよい。展示などの取り組みは、最初は熱心に行われるのだが、徐々にトーンダウンしがちである。将

来にわたってしっかりと取り組めるような仕組みを検討してもらえればよいと思う。

[文化庁] 資料 5 で、2024 年 9 月の有識者検討会議の資料を修正したということだが、それは 3 ページ目の「観点：高輪築堤の継承のあり方」の「①保存の考え方」の、「信号機跡を含む 5・6 街区間の約 50m の現地保存に向けて…」を追記されたということで良いか。また、3 ページ目の「観点：これまでと今後の取組み」の部分で、2 街区と 3 街区の現地保存に対して、4 街区の移築保存は「予定である」という記載にした方が正確なのではないか。

[事務局 JR] サマリーの部分で修正した範囲は指摘のとおりである。「これまでと今後の取組み」の部分は、これまで頂いた意見として掲載したものであるので、内容は事務局でも再確認する。

[港区] 谷川氏の話にもある通り、東海道と築堤の間の部分についても遺跡の発掘を行っているので、その成果についてもまちづくりのストーリーに反映していただけるとありがたい。

[港区] 特に意見はない。

[座長] この資料 5 は重要なものである。今後も議論に応じて意見の加筆や修正等を反映していただきたい。

[座長] 次の議題に進む。

4 その他

[座長] その他は何かあるか。

[座長] なければ閉会とする。

5 閉会

[事務局 JR] 本日の「有識者検討会議」の議事要旨については 8 月 5 日（水）に開催される第 70 回「検討委員会」に情報共有する。議事要旨の内容については事務局に一任いただきたい。

[事務局 JR] 次回の第 22 回「有識者検討会議」は本日の議論を踏まえて 9 月 8 日（火）を予定する。内容は、先程も申し上げたが、今回取りまとめというご意向を頂いていたが、次回、「有識者検討会議」としての取りまとめの場とする。場所は JR 東日本現地会議室を予定し、詳細は後日連絡する。

[座長] 次回の「有識者検討会議」では、資料 5 の更新資料が提示されるのか、新しい資料が提示されるのか。取りまとめの案を作るのか。次回の内容をもう少し詳しく教えてもらいたい。

[事務局 JR] 「有識者検討会議」としての取りまとめとして、資料 5 を含めてどのような形で整理するのか、事務局が取りまとめるわけにはいかないのので、事前に各有識者の皆様にご相談させていただきたい。

[座長] 9 月 8 日以降はどのように進めていくか。

[事務局 JR] 「検討委員会」と連携しながら「有識者検討会議」を進めてきた。次回の議論を踏まえて考えることとなるが、議論が煮詰まってきたことも踏まえ、取りまとめがうまくまとまれば、各委員会の進捗を踏まえて必要が生じた場合に開催する、という形で相談させていただきたい。

[JR] まずは5・6街区間の保存のあり方をまとめていくということを進める。しかしながら本日の議論を受けて、具体的な展示方法や南北に長い区間における役割や連携の方法など、事務局で検討を進め、折を見て当社の考え方をお示しし、ご意見を頂きたいと思っている。頻度については、検討を進める時間の関係もあるので、例えば年に2回程度という頻度で考えられればと思う。

[事務局 JR] 本日は終了とする。ありがとうございました。

以 上

第 70 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2026 年 8 月 5 日（水）

全体会・部会①・部会② 10:30～12:00（予定）

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

【全体会】

(1)開会

(2)信号機跡含む 5・6 街区間における高輪築堤の現地保存箇所について 【資料 1】

(3)第 69 回本委員会でのご質問に対する回答 【資料 2】

(4)第 21 回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討
会議 議事概要の共有 【資料 3】

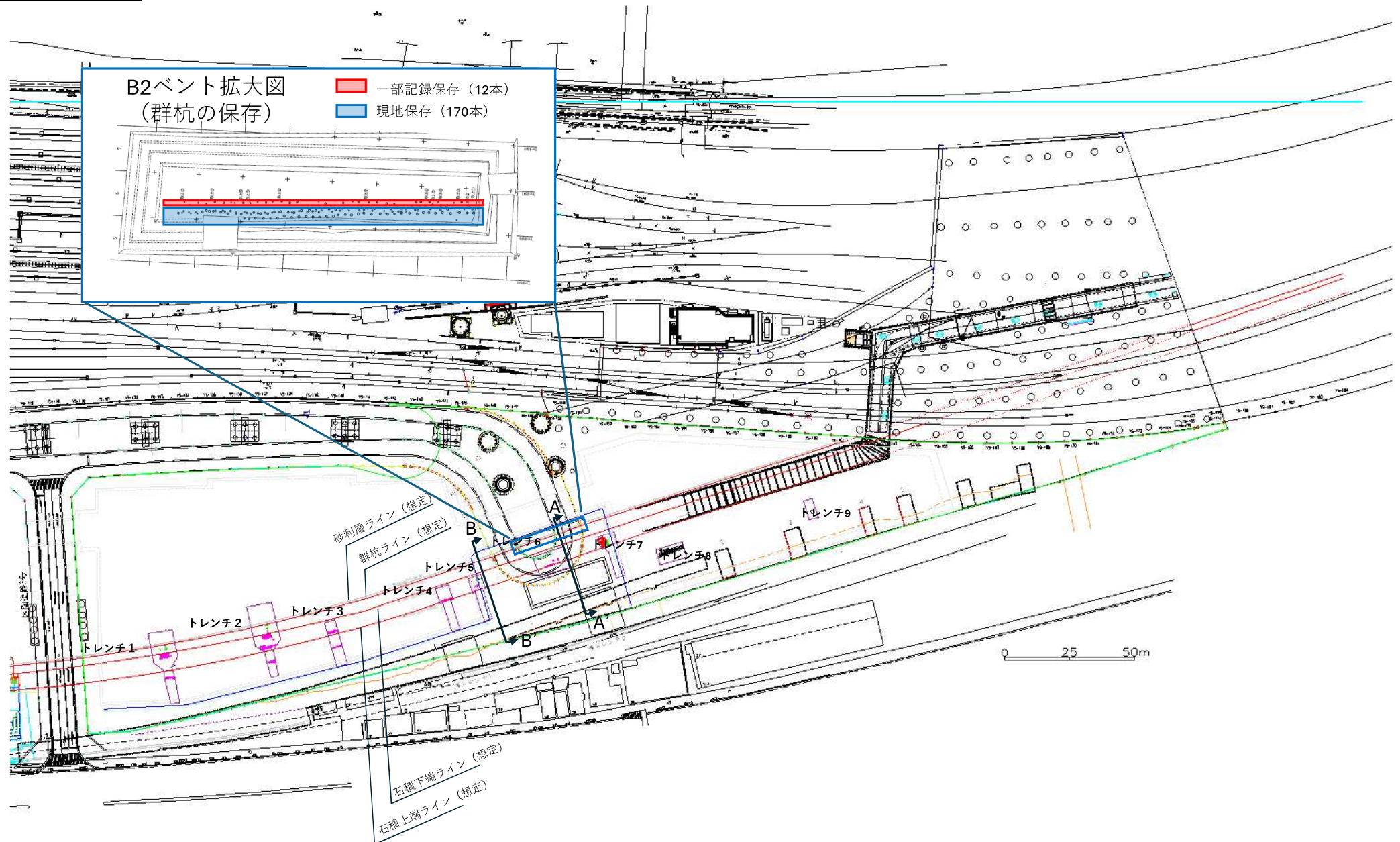
(5)その他

(6)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

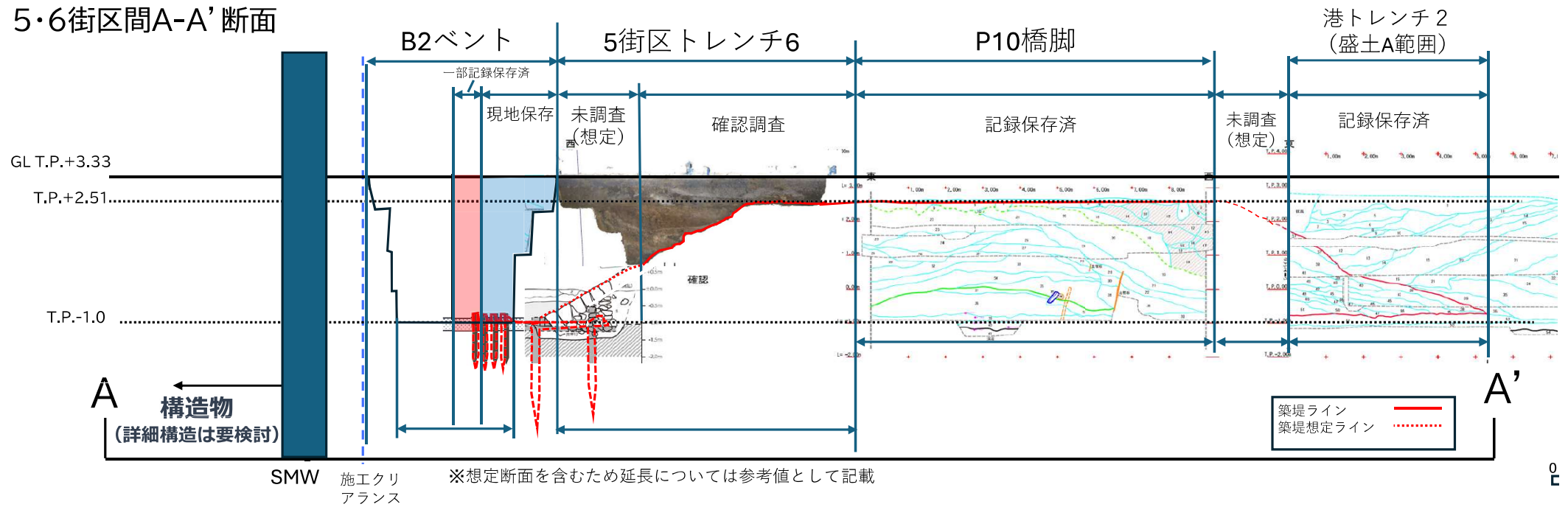
高輪GW方

品川方

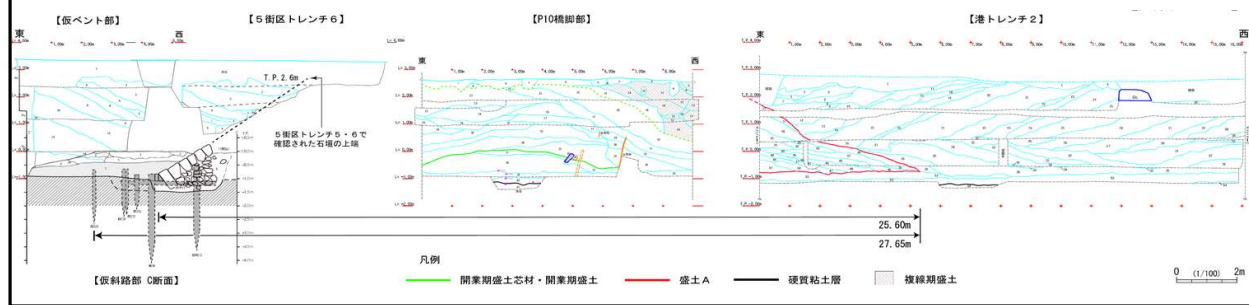


※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

5・6街区間A-A'断面



築堤想定範囲は第56回調査・保存等検討委員会資料【1-6】(東京都教育庁資料)を参照

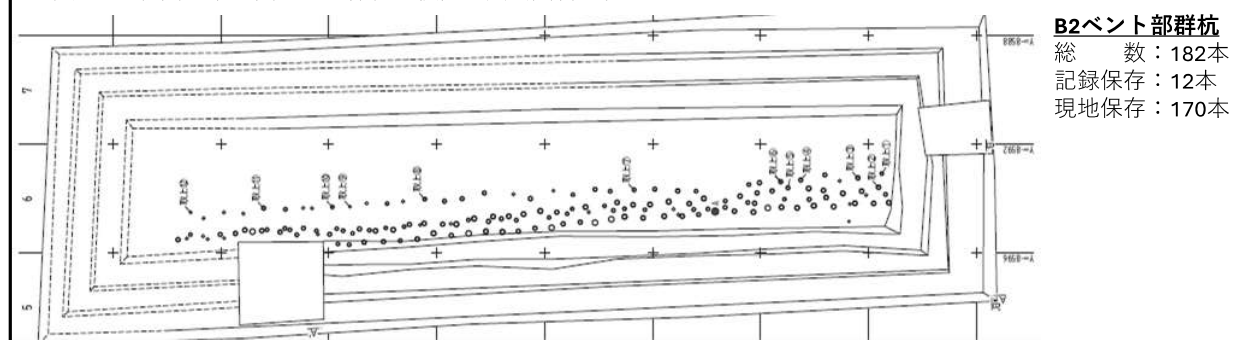


築堤想定範囲は第52回調査・保存等検討委員会【資料1-4】(港区教育委員会資料) 5街区トレンチ6を参照

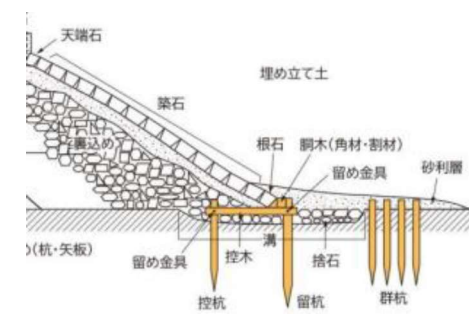


5街区トレンチ6 南壁断面

築堤想定範囲は第10回調査・保存等検討委員会資料を参照

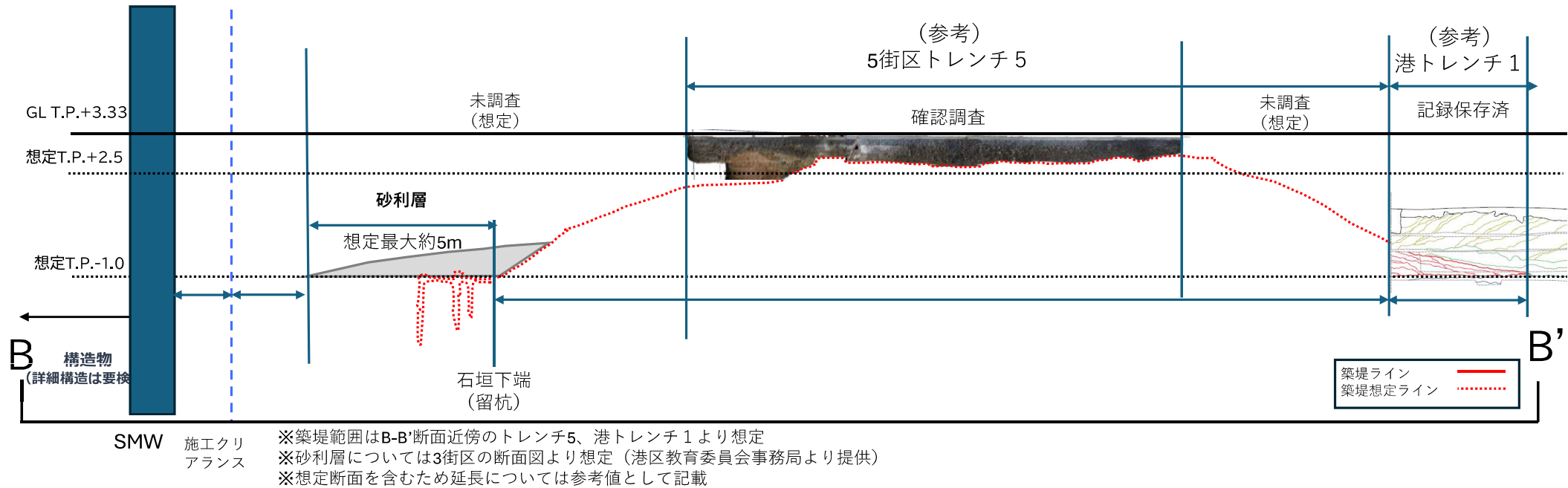


保存活用計画書p88の図を参照



※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

5・6街区間B-B'断面

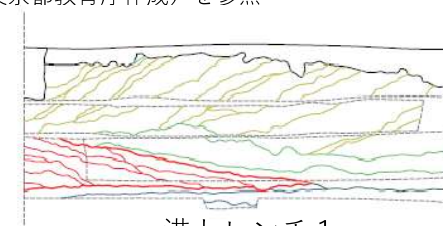


築堤想定範囲は第52回調査・保存等検討委員会
 【資料1-4】 (港区教育委員会資料) を参照



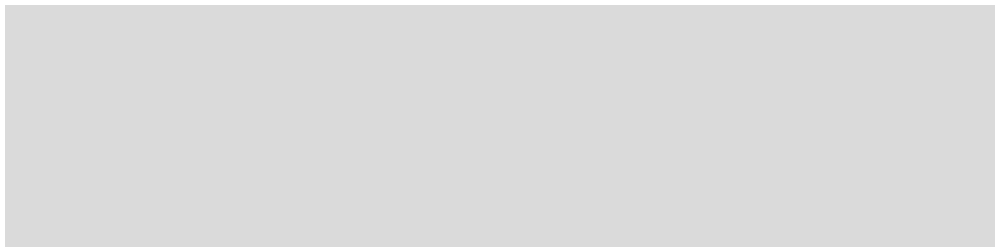
5街区トレンチ5 南壁断面

築堤想定範囲は第37回調査・保存等検討委員会
 【部会①】資料 (東京都教育庁作成) を参照



港トレンチ1

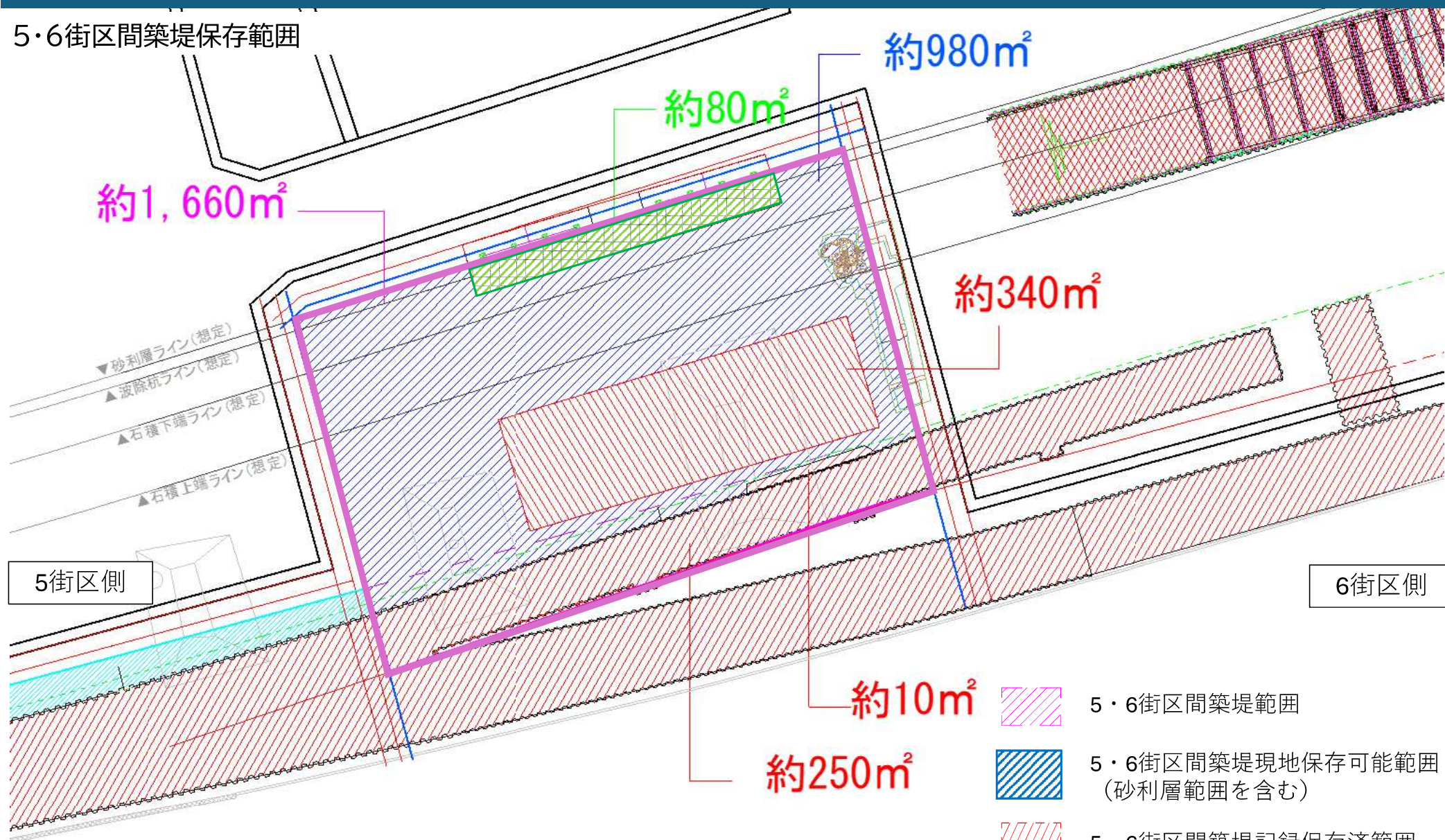
砂利層については3街区の断面図より想定 (港区教育委員会事務局より提供)



砂利層の範囲は3街区調査結果より最長である
 5mの範囲で想定

※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

5・6街区間築堤保存範囲



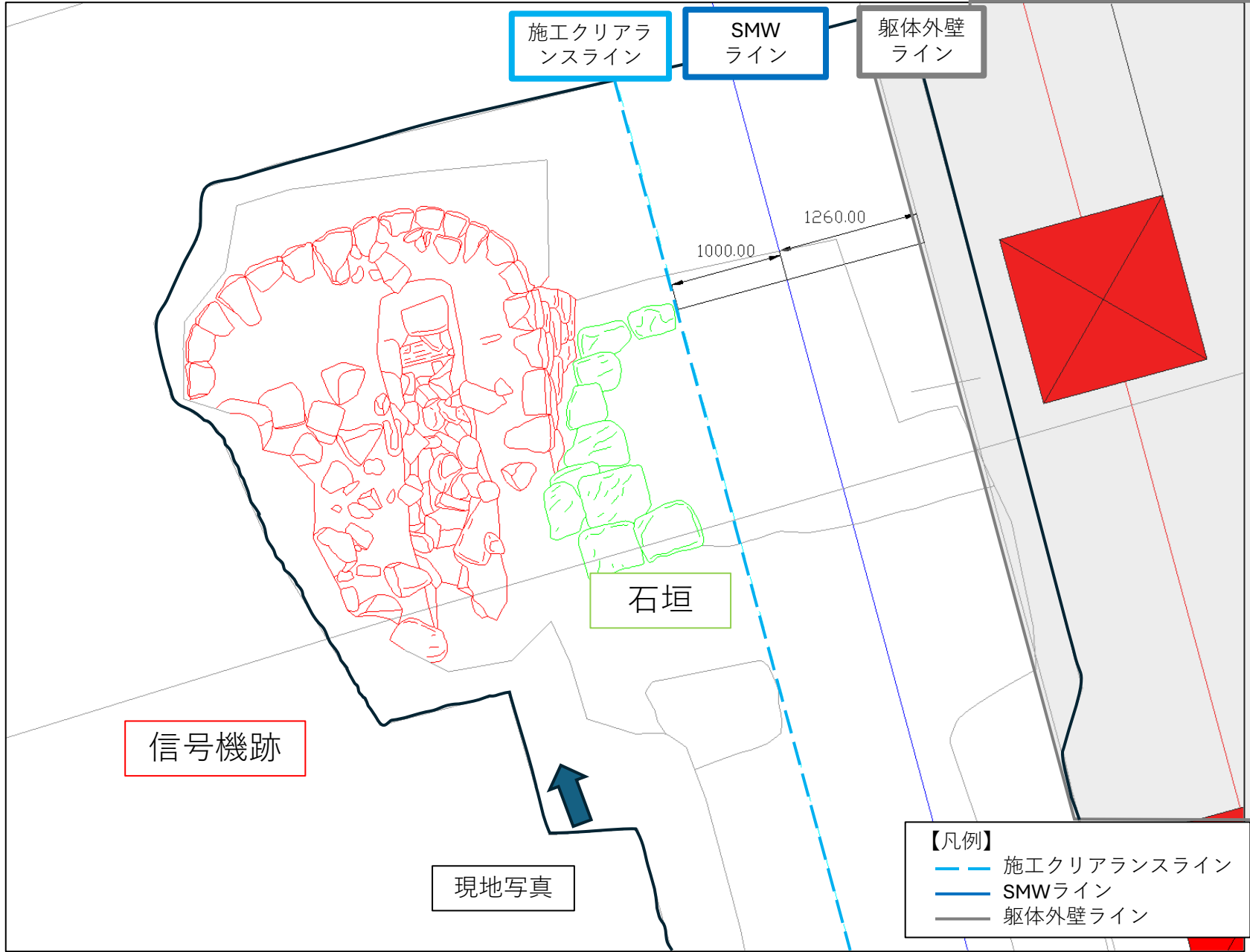
5・6街区間築堤保存面積

総面積	: 約1660m ²
記録保存済範囲	: 約 600m ²
現地保存可能範囲	: 約 980m ²
現地保存可能範囲 (一部記録保存範囲及び砂利層範囲含む)	: 約80m ²

-  5・6街区間築堤範囲
-  5・6街区間築堤現地保存可能範囲 (砂利層範囲を含む)
-  5・6街区間築堤記録保存済範囲
-  5・6街区間築堤現地保存可能範囲 (一部記録保存範囲及び砂利層範囲を含む)

※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

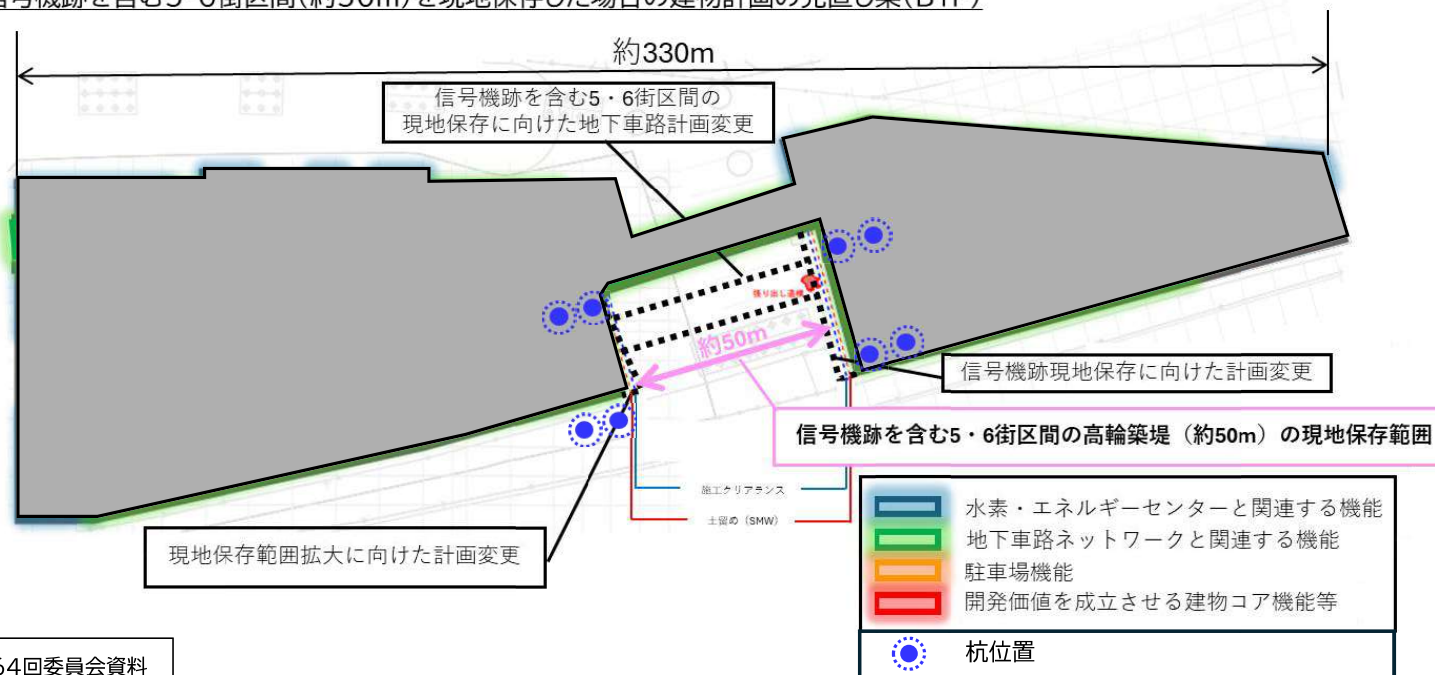
5・6街区間信号機跡拡大図 (mm)



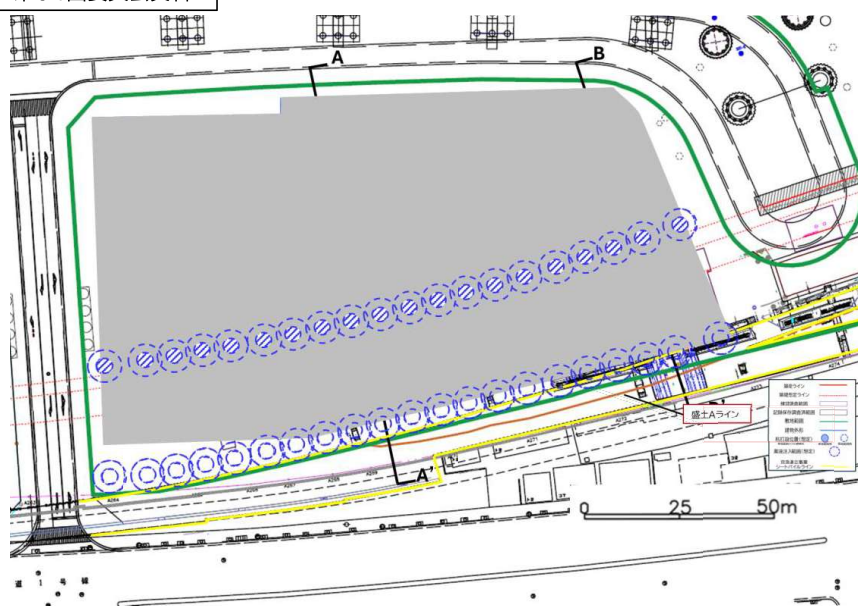
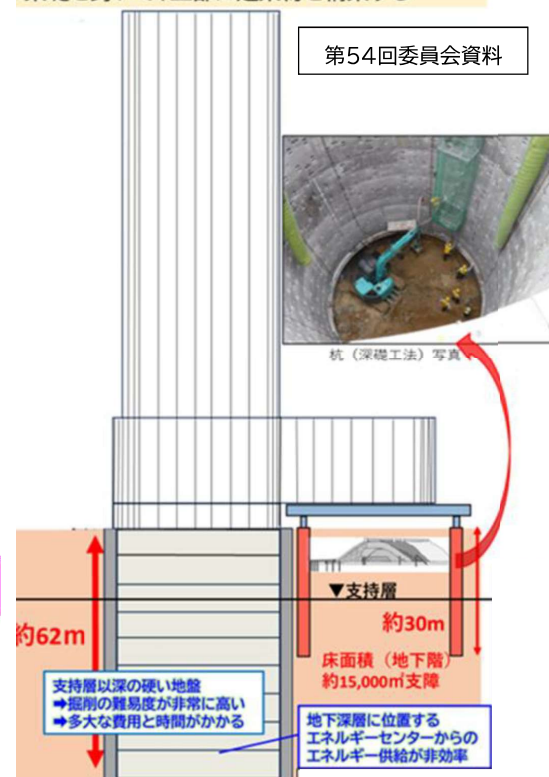
第69回委員会において、現地保存となる信号機跡を含む5・6街区間(約50m)に加えて、5街区建物部及び6街区建物部で築堤を跨ぐ形の建築構造によるさらなる現地保存の検討要望を頂いた。

第69回委員会資料

■ 信号機跡を含む5・6街区間(約50m)を現地保存した場合の建物計画の見直し案(B1F)



第64回委員会資料

B案:
築堤を跨いで、上部に建築物を構築する

5街区において築堤を跨いだ場合

■ 当社用地内に収める場合、築堤に杭が支障

■ 機械式駐車場が計画できない

(大深度掘削による膨大な工事費)

■ 上下スロープの確保ができない

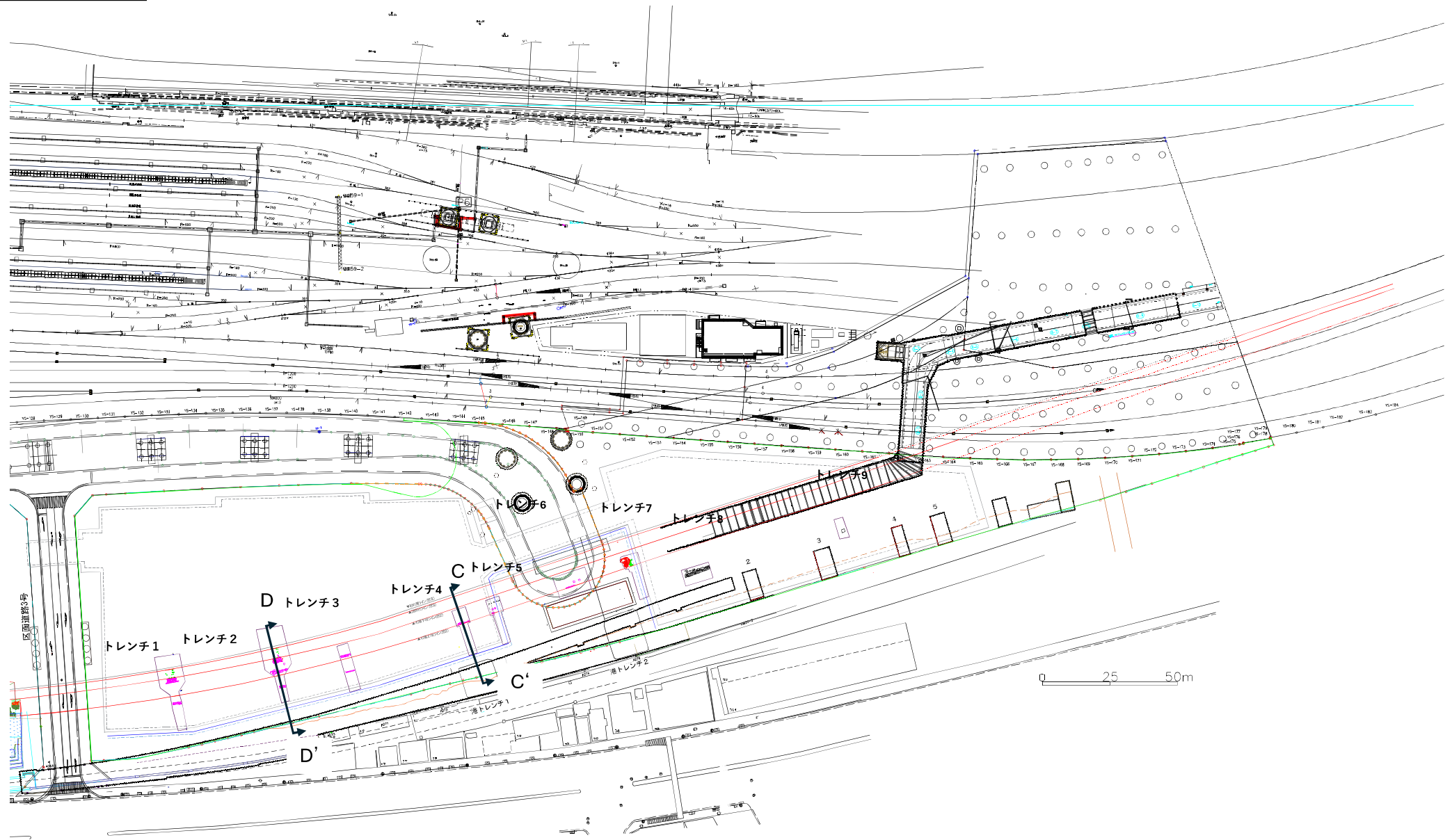
■ 地下建物床の減少(深部まで地下掘削が増加)

6街区において築堤を跨いだ場合

■ 建物コアに支障(建物計画が成立しない)

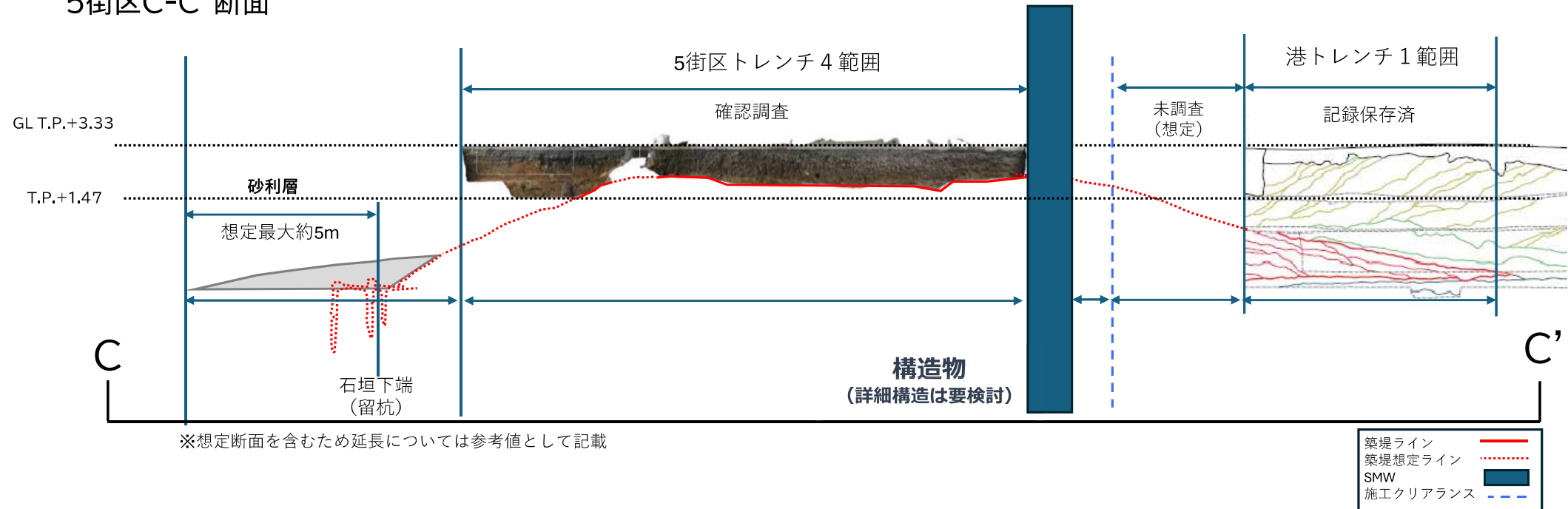
高輪GW方

品川方



※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

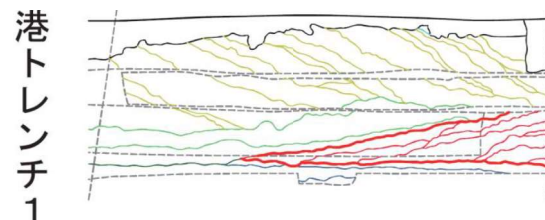
5街区C-C'断面



築堤想定範囲は第52回調査・保存等検討委員会
【資料1-4】(港区教育委員会資料)を参照

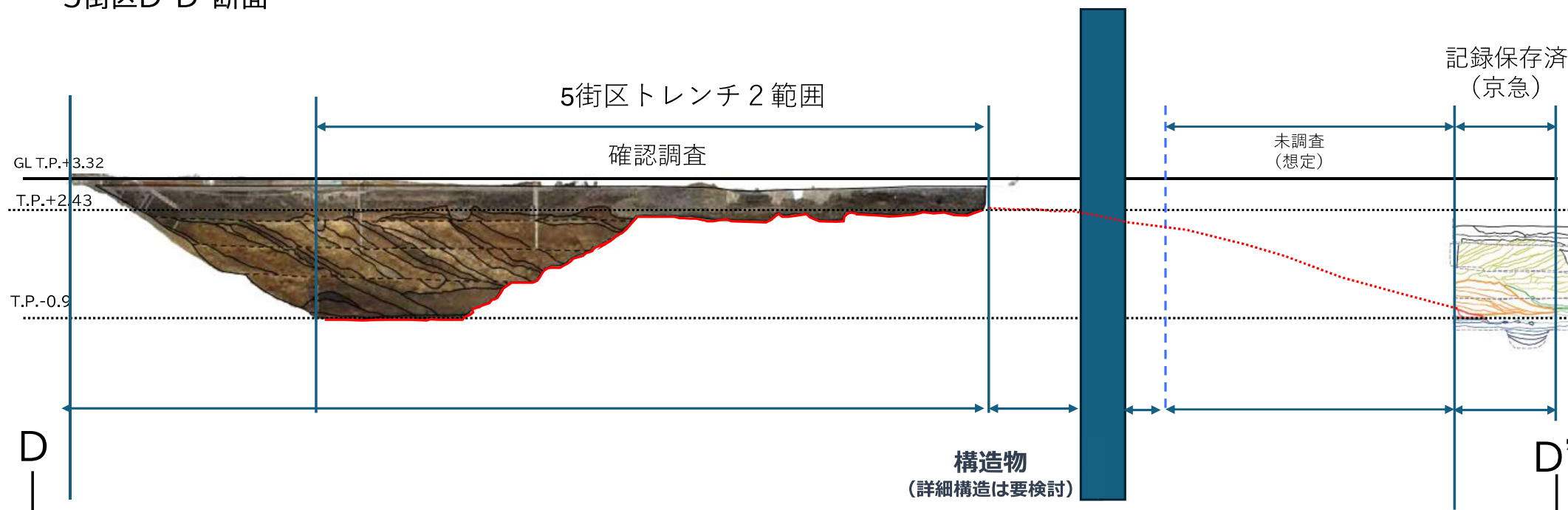


築堤想定範囲は第56回調査・保存等検討委員会【資料1-3】(東京都教育庁資料)



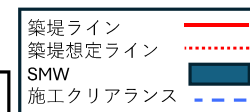
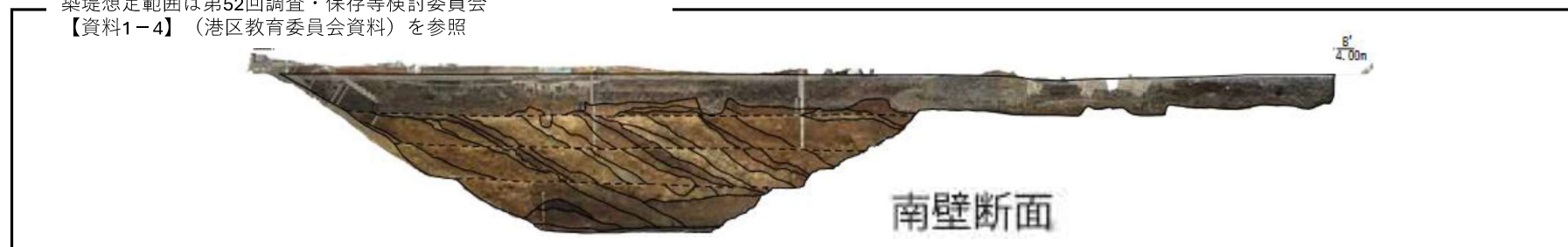
※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

5街区D-D'断面

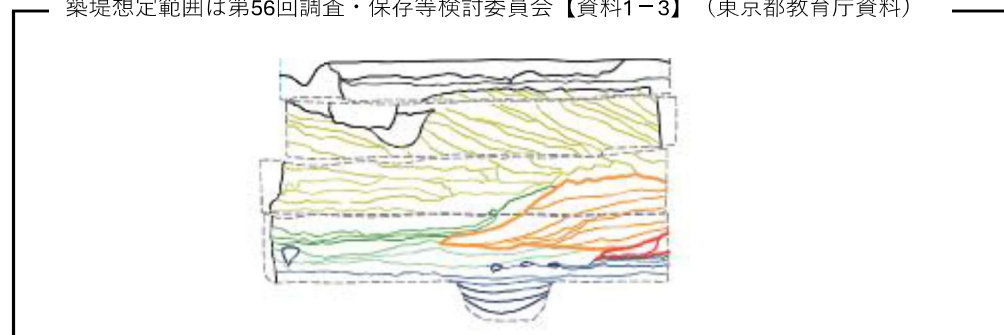


※想定断面を含むため延長については参考値として記載

築堤想定範囲は第52回調査・保存等検討委員会
【資料1-4】(港区教育委員会資料)を参照



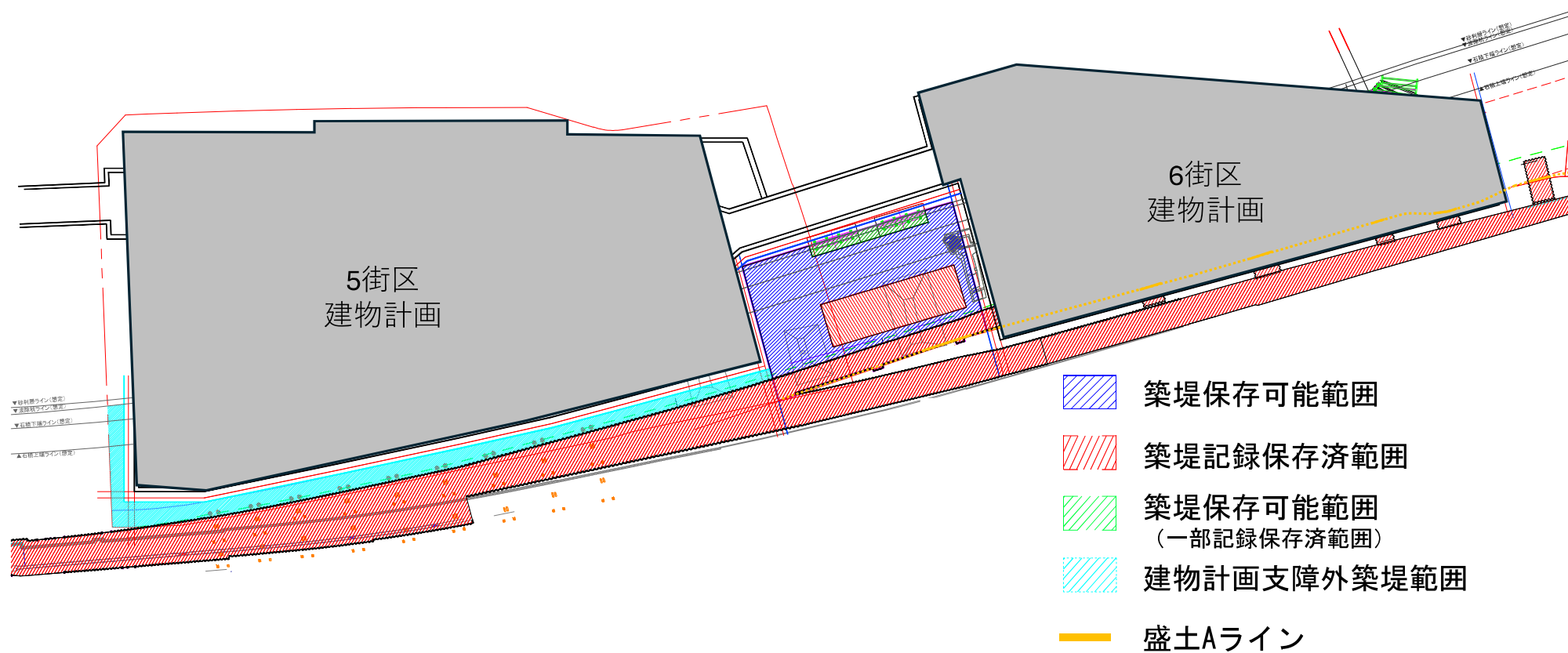
築堤想定範囲は第56回調査・保存等検討委員会【資料1-3】(東京都教育庁資料)



※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

高輪GW方

品川方



※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

第 71 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2026 年 9 月 2 日（水）

全体会 10:00～11:00（予定）

場所：TKP ガーデンシティ Premium 品川ホール 5A

次 第

【全体会】

(1)開会

(2)5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（7） 【資料 1】

(3)その他

(4)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について (7)

2026 年 7 月 15 日の第 69 回高輪築堤調査・保存等検討委員会では、ＪＲによる『信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存』に係る検討・協議結果について」及び 4 月 8 日の同委員会において提示した、委員見解「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置 (6)」を受けたＪＲ見解『5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置 (6)』に対する当社の見解について」が示された。本文書は 7 月 15 日のＪＲ見解に対する委員の見解をとりまとめたものである。

1. 文化財的価値について

文化財的価値の評価について、これまでの委員見解をまとめると以下のようになる。

- ①高輪築堤跡の遺構は日本の近代化土木遺産を代表する遺跡として、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ②国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に指定された、2 街区の築堤部及び 3 街区の第 7 橋梁橋台部・築堤部と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できる。
- ③高輪築堤跡の文化財的価値の判断基準は、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」という観点に基づいている。
- ④ 5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4 街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有するとともに、高輪築堤跡の構造の多様性を示す貴重な遺構であると考えられる。高輪築堤跡の構造の多様性は構築方法の違いや構築時の工区を示すものである。また、第 8 橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分にあたる点も重要である。
- ⑤ 6 街区の海側石垣に設置された張り出し遺構は、4 街区で検出された信号機跡と類似しており、わが国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である。

2. 保護措置について

保護措置については、以下のとおりである。

- ①保護措置は上記のような文化財的価値の評価に基づいて判断する。とくに、高輪築

堤跡全体が「希少性」の高い遺構であり、その中でも信号機跡はきわめて「希少性」が高い。高輪築堤跡の遺構は「連続性」を有し、「遺存度」はきわめて良好である。鉄道開業時から複線化、3線化さらに周辺の埋め立てを経て現在に至る、日本の鉄道発展の「歴史的重層性」がうかがわれるという評価を前提とする。

②保護措置は「現地保存」「移築保存」「記録保存」に分かれるが、遺跡の価値は「現地保存」によって維持されるものである。「移築保存」「記録保存」の際に発掘調査が行われるが、考古学では発掘調査は遺跡を破壊する行為の一種とされている。埋蔵文化財行政では、原則として遺跡を現状のまま後世に保存する「現地保存」の措置をとり、やむを得ずそうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成する「記録保存」が行われる。したがって、保護措置についての協議は、遺跡の全面的な「現地保存」を検討することを出発点としたが、冒頭で述べたように、次の段階の協議として部分的な「現地保存」の検討を行う。

③1～4街区の保護措置については、3街区第7橋梁橋台部約20mとそれにつながる南北の築堤部各約30m、合わせて約80m、及び4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構を「現地保存」することを要望した。残念ながら後者は実現できず、信号機跡を含む築堤跡約30mを「移築保存」することになった。すなわち、1～4街区で「現地保存」された築堤部は、第7橋梁橋台部につながる南北約30mずつ、2街区の公園部分の約40mであり、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の遺構が「現地保存」されたとは言い難い。また、JR見解（2025. 8. 6）では、1～4街区の「高輪築堤の保存・継承」の一つとして「高輪築堤の記憶・連続性を表現するランドスケープ」をあげているが、これは保護措置における「記録保存」の成果の活用位置づけられるものである。

④このように1～4街区の保護措置において、4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構の「現地保存」が実現できなかったことを踏まえ、5・6街区においては、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部100m以上の区間の「現地保存」を要望する。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の長さの根拠は、4街区の高輪築堤跡の景観に拠っている。

⑤上記の遺構は、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有している。したがって、「現地保存」した後に、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に追加指定されることが必要になると考える。なお、『「史跡旧新橋停車場及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書』には、「計画対象範囲内における追加指定」として、「計画対象範囲内において遺構を土中保存している箇所や、遺構が確認されていない箇所等における高輪築堤跡及び

関連する遺構については、遺構の遺存状況と周辺の開発状況等に応じて条件が整った場合、史跡の追加指定について、行政機関と協議を行う。」と明記されている。

⑥1～4 街区の保護措置については、2021 年 12 月 8 日の第 12 回高輪築堤調査・保存等検討委員会で取り上げた、4 街区の第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」が検討課題となっている。ここではその後の検討経緯について説明を求めるとともに、改めて第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」について協議することにした。

⑦2025 年 4 月 9 日の第 54 回高輪築堤調査・保存等検討委員会に提出された J R 見解には「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立へ向けて」という文言があるが、ここでいう「両立」とはどのようなあり方を示すものなのか、委員と見解を共有する必要がある。

上記の「1. 文化財的価値について」「2. 保護措置について」は、2025 年 9 月 3 日の委員見解「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(3)」で示したものであるが、「2. 保護措置について」のうち④及び⑥に関する 3 月 11 日の J R 見解について、4 月 8 日の委員見解では、以下のような点を述べた。

- (1) 信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存については、2 月 4 日の委員見解を受けて、J R、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討が進められていることに感謝する。協議体における検討・協議の結果等については、本委員会に報告することである。本委員会としては、協議体における検討・協議の経過を注視しながら、最終的な結果を待つことにしたい。なお、2 月 4 日の委員見解で述べたように、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6 街区の保護措置に関する結論を得ることとする。
- (2) 6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤については、これまでの調査成果から、遺存状態は第 7 橋梁南北横仕切堤の方が良く、石垣は後に暗渠の一部に転用されているが、第 7 橋梁南北横仕切堤との共通点を有しており、新橋・横浜間で北横仕切堤、南横仕切堤は第 7・8 橋梁にともなうこの 2 ヲ所しかないところから、希少性の高い遺構であることが指摘された。こうした所見は、第 8 橋梁及びそれにとまう南北横仕切堤の文化財的価値が重要であるとした委員見解を支持するものである。
- (3) J R 見解では、第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡（約 110m）の現地保存を実現しているとされるが、高輪築堤跡（約 110m）のうち大半が 6 街区南部の東側の線路下にあたっている。6 街区南部では、調査によって高輪築堤跡複線期の裾ラインを確認しているが、北横仕切堤より南では街区外の線路下に裾ラインが想定される。また、線路下の高輪築堤跡の遺構の状況は明確になっていない。したがって、今後は線路下の高輪築堤跡の遺構の状況を確認する必要がある。

(4) 2025 年 12 月 3 日の委員見解において、「4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の『移築保存』に関するこれまでの検討経過及び今後の見通しについて説明を求める。」と要望したが、2026 年 1 月 7 日の J R 見解では、「4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存先の確保が未済であり、今後の見通しについて示せる状況にない。」という回答であった。また、関係行政に対して「今後も関係行政等と連携のうえ検討を行うが、移築の候補地等については関係行政からの提案、助言をお願いしたい。」と述べている。本件については、引き続き具体的な移築保存先の確保の検討をお願いしたい。

これを受けて 7 月 15 日の J R 見解では以下のように述べられている。

- (1) 『信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存』に係る検討・協議結果について」で報告の通り、今後保護措置整理後に進める都市計画等の各種協議における実務的な検討およびその後の各種法令等手続きは今後となるものの、現時点において「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）の現地保存」と両立する都市基盤施設の変更および歩行者デッキ・地下車路の一体構造化について実現の見通しが得られており、あわせて、信号機跡の現地保存のための建物計画を変更する。
- (2) 6 街区南部における開発計画との関係については、これまでも説明しているとおり、費用増を伴う計画変更を実施し、第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤（約 110m）の現地保存を実現している。6 街区南部の東側は掘削を伴う開発計画を行わない範囲であり、鉄道の安全・安定輸送の観点からも営業線直下や近接範囲の試掘は困難と考えるが、今回、港区教育委員会事務局において、過去の 6 街区南部周辺で実施された調査を取りまとめていただいた。
- (3) 4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存の検討要望については、開業済みの 1～4 街区では移築可能な場所の確保が困難であること、また保存方針を協議中である 5・6 街においても、現時点では移築可能な場所の確保の見通しが立っていない状況にあることは、これまでも報告しているとおりである。当社ならびに文化財行政は、第 7 橋梁南横仕切堤跡の文化財的価値を踏まえた移築について議論を重ねてきている。今後、5・6 街区における保護措置に関する結論を得たのちに、具体的な移築方法について、当社ならびに文化財行政で検討・協議を進めていきたいと考える。

こうした J R 見解について、以下のような点を述べる。

【検討委の進め方について】

- ・ 5・6 街区の高輪築堤跡の保護措置については、2 月 4 日及び 4 月 8 日の委員見解で述べたように、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6 街区

の保護措置に関する結論を得ることとする。これは7月15日の第69回高輪築堤調査・保存等検討委員会で述べたように、2段階で考えるということであり、現時点では5・6街区間の現地保存方策の見通しは、検討委員会としてはついていない段階である。また、本委員会の「保護措置に係る助言のとりまとめ」にあたっては、従来通り、JR及び委員が互いの見解を受け止めて論点を明確にした上で、根拠にもとづく合理的な説明を行い、議論を尽くすことが必要である。

- ・7月15日の検討委員会でJRによって示された、『信号機跡を含む5・6街区間の現地保存』に係る検討・協議結果について」にあるように、「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）の現地保存」の見通しが得られたことは、5・6街区の保護措置についての扉が開かれたことになり、検討委員会においても検討を進められることになった。検討委員会においては、5・6街区間で現地保存となる遺構の文化財的価値がどのようなものであり、どういう形で遺構が残るのかについて確認し、それが委員見解において求める内容を充足するものかどうかを判断する必要がある。

【信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）の現地保存について】

- ・現地保存の見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）」を検討すると、以下の点が指摘できる。
- ・現地保存の見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）」は、5・6街区間約50mの築堤の総面積の約2/3弱であった。また、築堤部において、砂利層・群杭・海側石垣から裾部を除いた山側の部分（築堤幅の約85%）が現地保存される範囲は、5・6街区間約50mのうち約1/3、約16mであり、残りの約2/3の範囲で現地保存されるのは、砂利層・群杭・海側石垣など海側部分（築堤幅の約1/2弱程度）であることが明らかになった。
- ・文化財的価値については、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡の現地保存は可能になったが、一方、築堤部の現地保存の範囲は、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有するものとは言い難い。したがって、今回提示された5・6街区間約50mの現地保存については、信号機跡が現地保存されたことは一定の評価ができるが、築堤部に関しては、これまで委員見解において求めた内容を必ずしも充足するものではない。

【5・6街区の高輪築堤の保護措置について】

- ・上記のような、現地保存の見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）」の文化財的価値を踏まえて、5・6街区の高輪築堤の保護措置について、以下の点を述べる。

- ・「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤（約 50m）」の現地保存範囲を、5・6 街区の可能な限り長い区間にわたって南北に拡張し、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する遺構にできるだけ近づける形で現地保存することを要望する。

【6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡（約 110m）について】

- ・ 4 月 8 日の委員見解で述べたように、第 8 橋梁北横仕切堤の遺存状態は第 7 橋梁南北横仕切堤の方が良く、石垣は後に暗渠の一部に転用されているが、第 7 橋梁南北横仕切堤との共通点を有しており、新橋・横浜間で北横仕切堤、南横仕切堤は第 7・8 橋梁にともなうこの 2 ヶ所しかないところから希少性が高く、重要な遺構である。
- ・ 6 街区南部東側の線路下にあたる築堤部については、港区教育委員会事務局による過去の周辺で実施された調査成果、及び J R による品川駅北口広場基礎杭施工の報告から、一部記録保存調査が行われているが、高輪築堤跡の遺構が良好に遺存している可能性が高いことが明らかになった。
- ・ 次の段階として、6 街区南部及び東側の線路下の高輪築堤跡について、本芝・八ッ山下間の高輪築堤全体の中の位置づけ及び文化財的価値を明確にする必要がある。

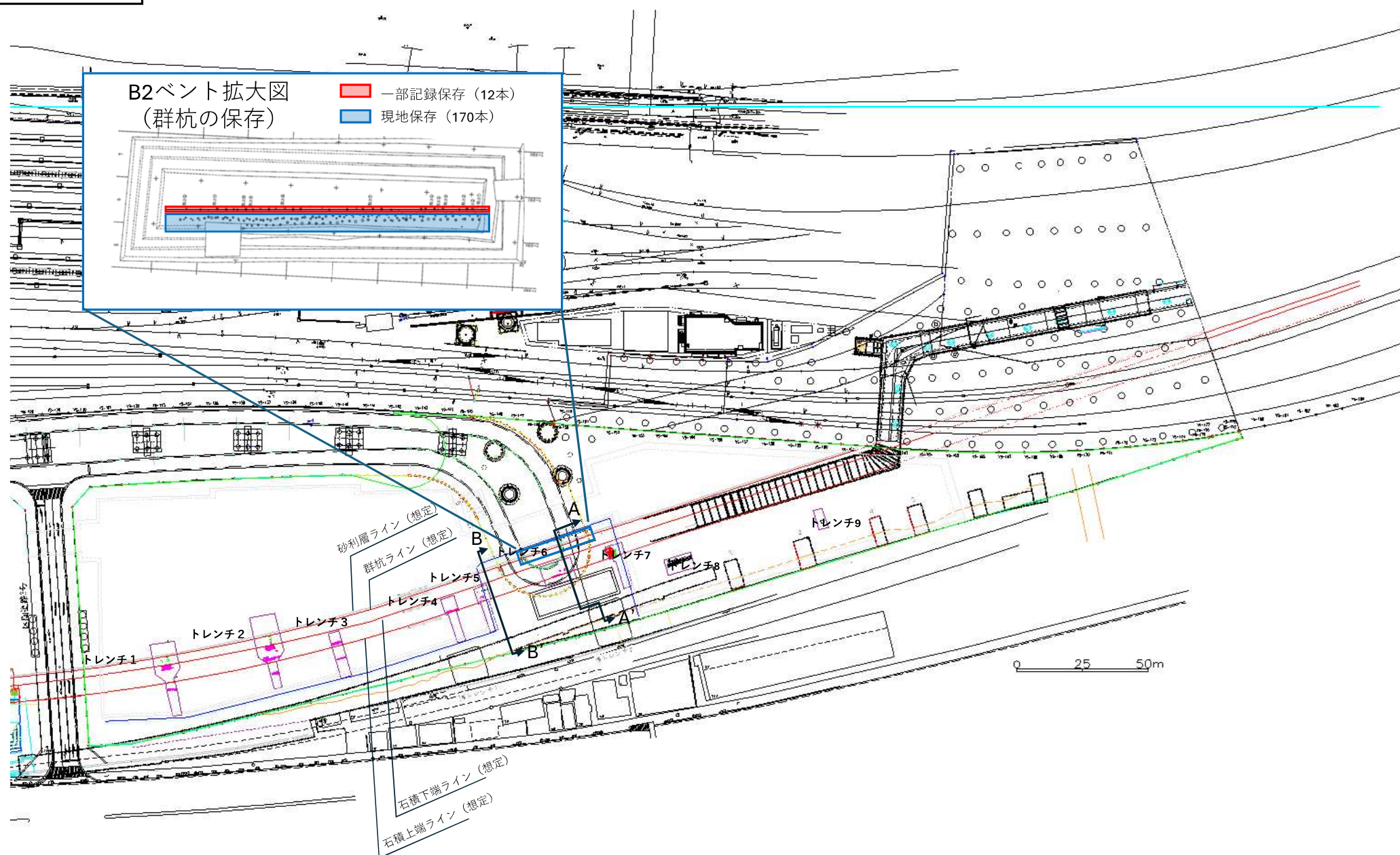
【4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存について】

- ・ J R ならびに文化財行政で検討・協議を進めていくとのことであるが、その際発掘調査の成果にもとづく文化財的価値を踏まえた移築保存になるように重ねて要望する。

以上、7 月 15 日第 69 回高輪築堤調査・保存等検討委員会において示された J R 見解に対する委員見解を提示する。

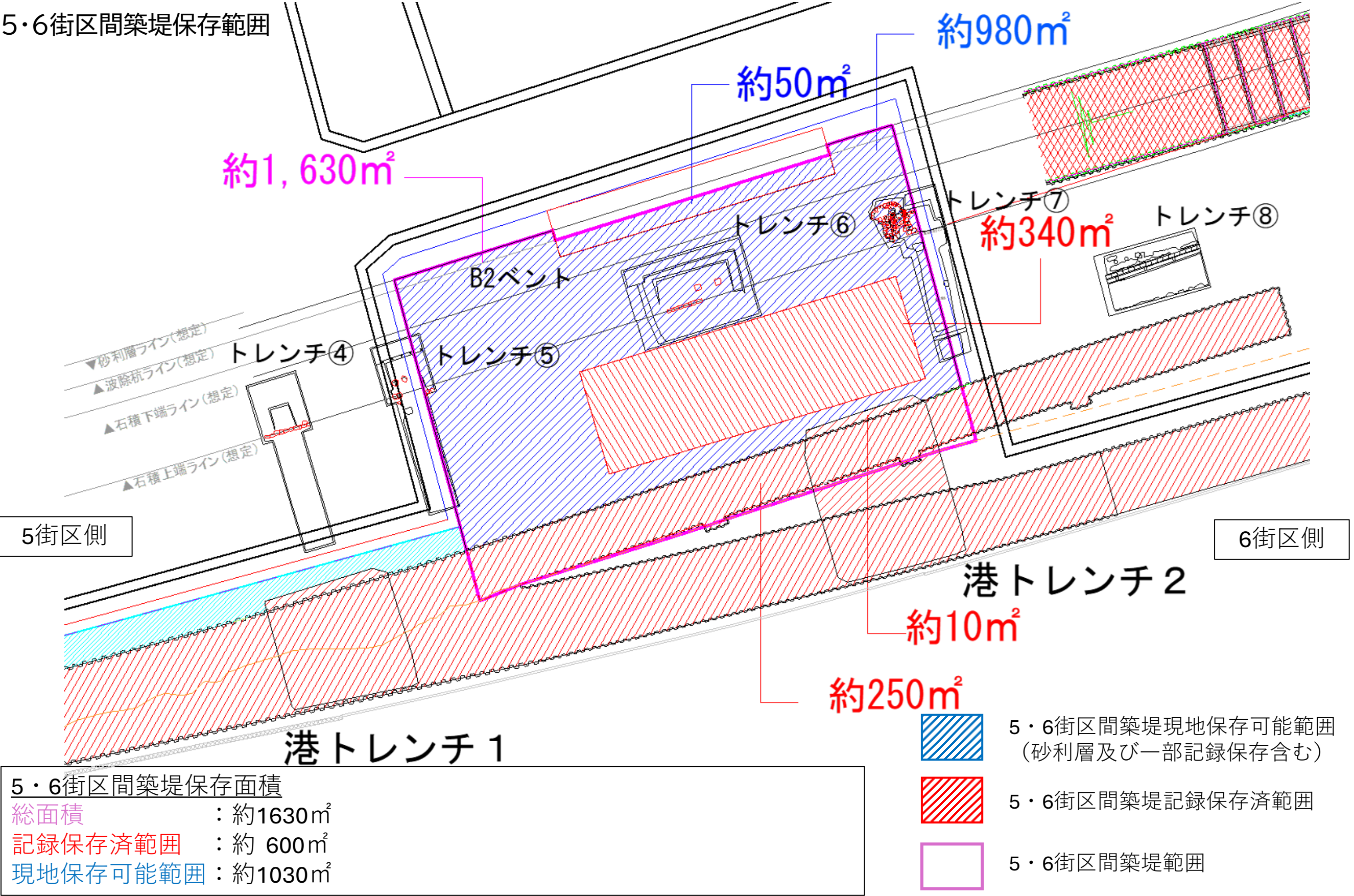
高輪GW方

品川方



※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

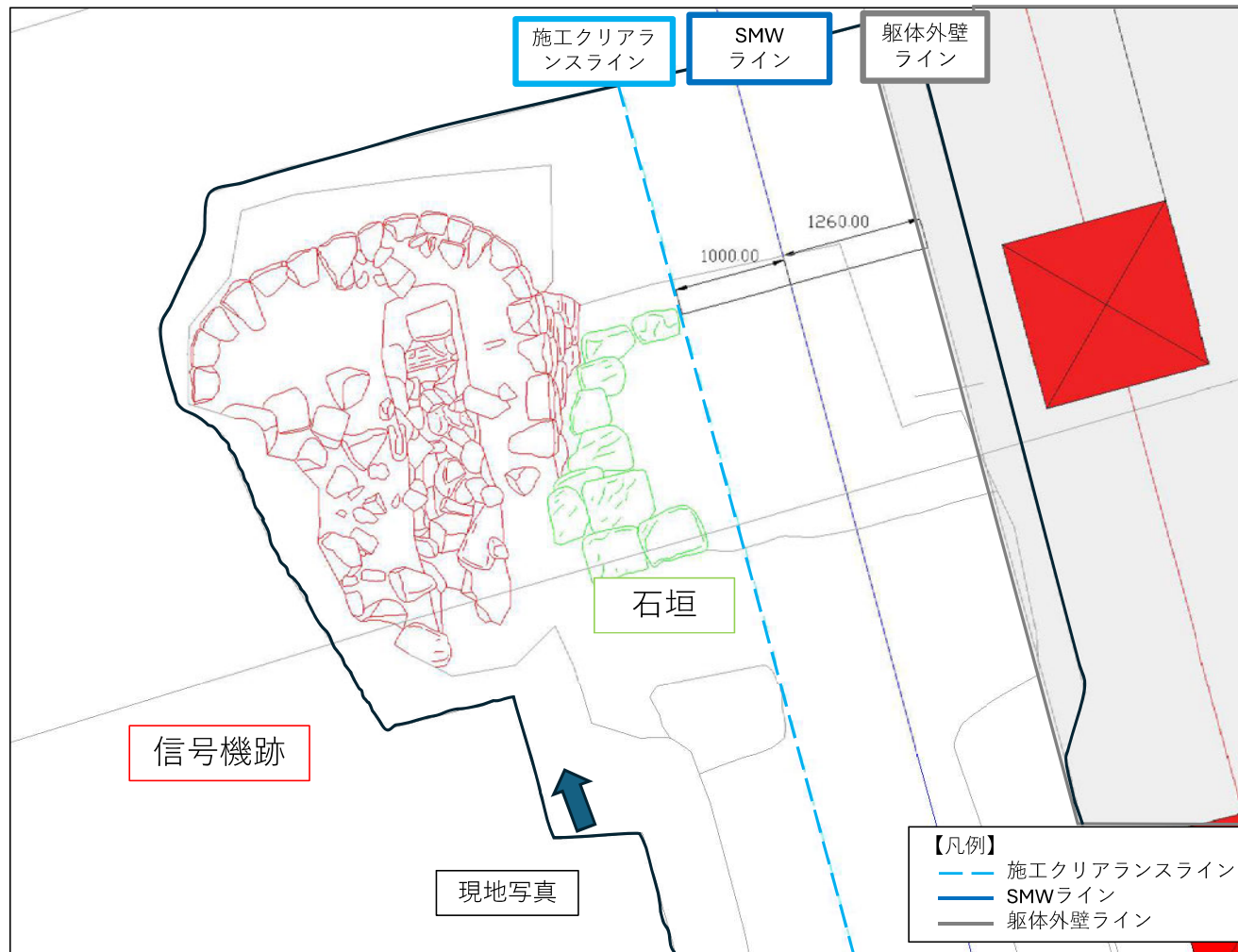
5・6街区間築堤保存範囲



※今後の協議・設計等に伴い変更となる場合があります

5・6街区間信号機跡拡大図

(mm)



第 71 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 8 年 9 月 2 日（水）10：00 ～ 11：00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A
- 出席者：表の通り

表 出席者一覧

委員長	・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー） ・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）
オブザーバー	・ 文化庁文化資源政策・記念物課 史跡部門 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 港区街づくり支援部 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・ 鉄道博物館 学芸部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 TOD 企画部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング戦略部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設エンジニアリング部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・ 東日本旅客鉄道株式会社 TOD 企画部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング戦略部 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設エンジニアリング部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配付資料

1) 前回議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 70 回委員会（8/5）全体会議事録
- ・ 資料 2：第 70 回委員会（8/5）部会①議事録
- ・ 資料 3：第 70 回委員会（8/5）部会②議事録

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値および保護措置について(7)

2 議事録

2.1 開会・議事録確認

(1) 開会

- (事務局京急) 第 71 回高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。本日は全体会の開催となる。
- ・ 資料確認
 - ・ 次第説明

(2) 議事録確認

- (事務局京急) 前回の議事録を確認する。
- ・ 第 70 回委員会 (8/5) 全体会
 - ・ 第 70 回委員会 (8/5) 部会①
 - ・ 第 70 回委員会 (8/5) 部会②
- (委員一同) 修正指摘なし。

2.2 全体会

(1) 開会

- (委員長) 次第に沿って進める。

(2) 5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値および保護措置について(7)

- (委員長) 資料 1 について説明する。1 から 3 ページ上段まではこれまでの委員見解で述べられている内容のため説明は割愛する。3 ページ目中段以降は新たに加筆した部分となるが、まず 4 月 8 日の委員見解についての記載、その後、5・6 街区間の現地保存について協議体で検討を進めて頂いたという経緯がある。7 月 15 日に信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の見通しが立ったという JR 見解が示された、という流れである。4 ページ目の下から 4 行目からが今回の委員見解の文章である。まず【検討委の進め方について】、「信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6 街区の保護措置に関する結論を得ることとする。」ということについては、2 段階で考えるということである。「現時点では 5・6 街区間の現地保存方策の見通しは、検討委員会としてはついていない段階である。」という文言はわかりにくいかもしれないが「現時点において」というのは、9 月 2 日付の文書

であるので、本日の会議の今読み上げている時点においては5・6街区間の現地保存方策の見通しは検討委員会としてはついていない、ということである。また、本委員会の「とりまとめ」にあたっては、従来通りJR及び委員の互いの見解を受け止めて論点を明確にした上で、根拠にもとづく合理的な説明を行い、議論を尽くすことが必要である。7月15日の検討委員会で示された信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）の現地保存の見通しが得られたことは、5・6街区の保護措置についての扉が開かれたことになる。検討委員会においても検討を進められることになった。検討委員会においては、5・6街区間で現地保存となる遺構の文化財的価値がどのようなもので、どういう形で遺構が残るのかについて確認し、それが委員見解において求める内容を充足するものかどうかを判断する必要がある。保護措置に関する結論を得るためには2段階で考える、としているが、1段階目は【信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤約（50m）の現地保存について】であり、2段階目が【5・6街区の高輪築堤の保護措置について】である。まず、1段階目である【信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤約（50m）の現地保存について】ではどういう形で遺構が残るのか、さらに文化財的価値について述べた。現地保存の見通しが得られた約50mは5・6街区間の築堤の総面積の約2/3弱であった。これは長さではなく面積でどのくらい遺構が残るかを確認した。また築堤部において砂利層、群杭、海側石垣から裾部を除いた山側の部分が築堤幅の約85%となるが、それが現地保存される範囲は5・6街区間約50mのうち約1/3、約16mであり、残りの2/3の範囲で現地保存されるのは、砂利層、群杭、海側石垣など海側部分、築堤幅の約1/2弱程度である。これに関してはJRに作成いただいた参考資料を確認していただきたい。次に、文化財的価値については、我が国初期の信号機跡と推定される信号機跡の現地保存は可能になったが、一方で築堤部の現地保存の範囲は海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有するものとは言い難いということである。したがって、今回提示された5・6街区間約50mの現地保存については、信号機跡が現地保存されたことは一定の評価ができるが、築堤部に関してはこれまでの委員見解において求めた内容を必ずしも充足するものではない。これが1段階目の見解となる。

次いで2段階目の見解【5・6街区の高輪築堤の保護措置について】である。1段階目の見解を踏まえた5・6街区全体の高輪築堤の保護措置については、「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤（約50m）の現地保存範囲を、5・6街区の可能な限り長い区間にわたって南北に拡張し、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい『連続性』を有する遺構にできるだけ近づける形で現地保存することを要望する。」とした。補足となるが、2025年12月の第62回検討委員会で5街区の駐車場台

数の議論があった際に、古関委員から「駐車場台数を 3～6 街区全体で検討することはできないのか、台数自体も関係行政と検討してもらいたい。」という発言があり、JR からは、駐車場台数の減免については、減免ルール自体はあるものと、今後協議を行うものがある。現時点において協議を行うものまで減免するのは、事業成立性の観点でもリスクがあるという回答であった。その後、駐車場台数の話は議論が深まっていなかったが、今後の協議において駐車場台数の減免が可能になった場合、現地保存範囲を拡張できるのではないかと、ということである。次に信号機跡の保存について、事業者として許容可能な範囲内での変更を行って保存できるようにした、という説明について、許容可能な範囲とは具体的にどのようなものなのか。例えば、その他の建物についても許容可能な範囲があるのであれば、記録保存範囲をできるだけ狭めることが可能なのではないかと、と素人ながら、そのように思う。また、信号機跡の現地保存案で海側石垣の石も 2 つ残すことになっているわけだが、この許容可能な範囲をさらに南に拡大することができないのかと思った。このような問題があるということを述べておきたい。

次に【6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡(約 110m)について】の見解を述べる。4 月 8 日の検討委員会で述べたように第 8 橋梁北横仕切堤の遺存状態は第 7 橋梁南北横仕切堤の方が良く、石垣は後に暗渠に転用されているが、第 7 橋梁南横仕切堤との共通性を有しており、新橋～横浜間で北横仕切堤、南横仕切堤は第 7・第 8 橋梁にともなうこの 2 か所しかないことから、希少性が高く重要な遺構である。また、6 街区南部の東側の線路下に当たる築堤部は、港区教育委員会事務局による過去の周辺で実施された調査成果、及び JR による品川駅北口広場の基礎杭施工報告から、一部記録保存が行われているが、高輪築堤の遺構が良好に遺存している可能性が高いことが明らかになった。したがって、非常に重要な地点であるということで、次の段階として 6 街区南部および東側線路下の高輪築堤跡について、本芝から八ツ山下の高輪築堤全体の中の位置づけを明らかにする必要がある。同時に一方では文化財的価値を明確にすることによって、ここの保護措置の問題を今後考えていきたいと思う。最後に【4 街区第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存について】は、JR と文化財行政で検討を進めていくということであるが、その際、発掘調査の成果に基づく文化財的な価値を踏まえた移築保存となるように重ねて要望するということである。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(JR)

これまでの経緯を含め、5・6 街区の保護措置について、包括的に見解をまとめていただいたと理解しており、感謝を申し上げます。まちづく

りは様々な事業環境の変化等もある中でスケジュール感をもって進めることが重要であるため、速やかなとりまとめをお願いしてきた。それを踏まえていただいて、9月初めの段階で包括的に取りまとめたいただいたものと受け止めている。5・6街区の高輪築堤跡の保護措置に関しては、大きな意味で前向きに受け止める。この見解を真摯に受け止めて、今後も協議、指導をいただきたい。本委員会も71回となるが、特に最後の約1年半の期間は5・6街区の全面的な現地保存から始まり、信号機跡、100m以上の現地保存など、様々なシミュレーションを行って検討を進めてきた。信号機跡を含む5・6街区間に関しては、協議体での協議・検討結果を踏まえ、開発の計画進捗の熟度の中でギリギリまで検討した結果として、6街区側は約3.5m、5街区側は約1.5m、それぞれ建物をセットバックしてようやく約50mの現地保存の見通しとなっていることは説明させて頂いてきた。また文化庁からの指摘を受けて築堤をまたぐ建築構造の可否についても検討したが、杭のような構造物を入れることすら厳しいという状況も前回8月の委員会で説明させて頂いた。これは、先ほど委員長から建物変更の許容可能な範囲を少しでも狭められないかというご意見に対する回答でもある。このような状況で、現時点では約50mをさらに南北に保存範囲を延ばすということについて、「できます」と言える状況ではないということをご理解いただいていると思う。しかしながら、私どもとしても先人が築いた高輪築堤の価値の意義を重く理解している。繰り返しになるが、「現地保存範囲約50mを可能な限り南北に延ばす」という要望については前向きに受け止めさせていただく。今回のような開発計画では、まず様々な調整を図りながら都市計画をまとめ、概ねのボリューム感や形状、機能を固めていく協議が先行する。その後に設計、施工方法を検討する段取りとなる。今回の場合は線路に挟まれている場所であり工事の難易度が高いが、設計や施工方法を検討するタイミングにおいて今回の要望を受け止めて、少しでも現地保存の延長ができないか検討に努めていく。このような状況であるため、本日の5・6街区の保護措置を受け止めたうえで、具体的な開発計画の手続きを進めていく。本日は高輪築堤調査・保存検討委員会での議論となるが、『「国際交流拠点・品川」における高輪築堤の価値・あり方に関する有識者検討会議」においても同様の検討を進めて頂いており、来週9月8日に開催される有識者検討会議では最終的なとりまとめをいただけると聞いている。事業者としては、本日の本委員会と有識者検討会議との2つの会議体での見解・取りまとめを踏まえて最終的な方針を整理していく。今後ともまちづくりと高輪築堤の保存の両立に向けてしっかりと進めていきたい。改めて見解の取りまとめに感謝を申し上げる。

(委員長)

大きな意味で前向きに受け止めるという表現は抽象的であるが、委員

見解の要望を受け入れると判断してよいのか。

(JR) 繰り返しとなるが、現段階での検討熟度においては、約 50m は限界という状態である。ただし、都市計画等の手続きを進めた後の設計や施工の検討の段階で、少しでも南北に長く保存できないかという検討を優先度高く取り組んでいくということである。現段階では具体的にどれだけ長く保存できるかということは述べられないが、しっかりと要望を受けて今後の検討を進めるという意味である。

(委員長) 改めて委員見解の要望の実現を強く求めたい。

(委員長) 5・6 街区の保護措置の最終的な結論においては、現地保存、記録保存の範囲を区分する必要がある。検討委員会は調査の問題もミッションであるので、その区分が成立することが調査の問題につながる。これは 1～4 街区などと同様である。どの範囲が現地保存され、どの範囲が記録保存となるのか、図面を用いて根拠を説明してもらうことが次の段階として必要である。5・6 街区の保護措置の最終的な結論は、現地保存と記録保存の区分の問題を検討委員会で協議して、委員見解を含めて了解するという形になると考えている。

(JR) 十分に承知している。具体的にはその開発計画の熟度を高めるためにまずは都市計画の手続きを進めていく。概ねのボリュームが見えてきた段階で設計、施工方法の検討に進む。現段階では約 50m を現地に残すことを前提とした道路計画や開発計画などの都市計画手続きを進めていくということである。設計や施工方法の検討段階で、本日の要望を踏まえ少しでも現地保存の範囲を延長する検討と合わせて、現地保存と記録保存の具体的な範囲も図面レベルで検討可能となる。なお、これらの検討時期は少し先になる。

(委員長) 現地保存と記録保存の範囲の区分が必要ということである。次に現地保存範囲の文化財的価値については、今回は 5・6 街区間約 50m しかコメントしていない。今後は他の範囲の部分を含わせて、文化財的価値について手続きとして検討委員会で検討していく必要があるということを理解してもらいたい。

(委員長) 都市計画手続きの説明があったが、これは検討委員会の所掌ではないので特段申し上げることはない。我々が発言すべき内容ではないと考える。

(JR) 6 街区南部についてはこれまでご説明させて頂いている通り、線路下のため具体的な遺構の確認等を行うことは難しい。どこまで広げて考えるか、という点については今後も協議をお願いする。

(JR) 都市計画手続きを進めるということに関して、本委員会の所掌範囲外ということは理解しているが、事業者としては本日の委員会、来週の有識者会議の取りまとめを踏まえて、都市計画を進めていくことも述べさせていただく。

(委員長) 6 街区南部及び東側線路下の高輪築堤の部分については高輪築堤全体の中での位置づけの検討が必要である。それに伴って文化財的な価値がどのようなものかを検討することが必要だと考えているので、今後作業を進めていく必要がある。

(JR) なお、当社の最終的な方針の公開については、来週9月8日開催予定の第22回「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」におけるご議論を受けた後に適切なタイミングにおいて実施する。

(委員長) 次に進める。

(3) その他

(委員長) その他は何かあるか。

(事務局 JR) 本日の委員会の内容報告を、来週9月8日の有識者検討会議に報告を行いたい。議事録は間に合わないと思うが、資料である委員見解(7)について資料として提示したいと考えている。そのためホームページに資料として先行して掲示したいがよろしいか。

(委員長) 資料の公開はよいが、議事録の公開についても速やかに公開できるように作業を進めてもらいたい。10月の検討委員会の確定の前に公開できるように進めてもらいたい。書面確認でよいが、委員会の中で確定となる手続きであればよい。

(事務局 JR) 書面決議の形をとりたいと思うが、その整理でよいか。

(委員長) その整理でよい。

(事務局 JR) 関係者の協力をいただきながら、なるべく速やかに進める。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(4) 閉会

(委員長) 全体会を終了する。

(委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁) 議論に感謝する。今後都市計画手続きを進めるということであるが、引き続き協力していきたい。

(東京都) 確認となるが、本日のJRの発言で、開発計画の段階的な進め方があり、まず大きなボリュームレベルで開発計画の手続きを進め、次の段階で具体的な建築設計等の検討を進めるという説明であった。その認識でよいか。

(JR) まずは都市計画でさまざまな事項との調整や機能の確認を進めて全体像を決定し、次に建物等の構造を検討、確認し、建築確認をとっていく。設計についても、現在は基本設計段階であり、基本設計に沿って

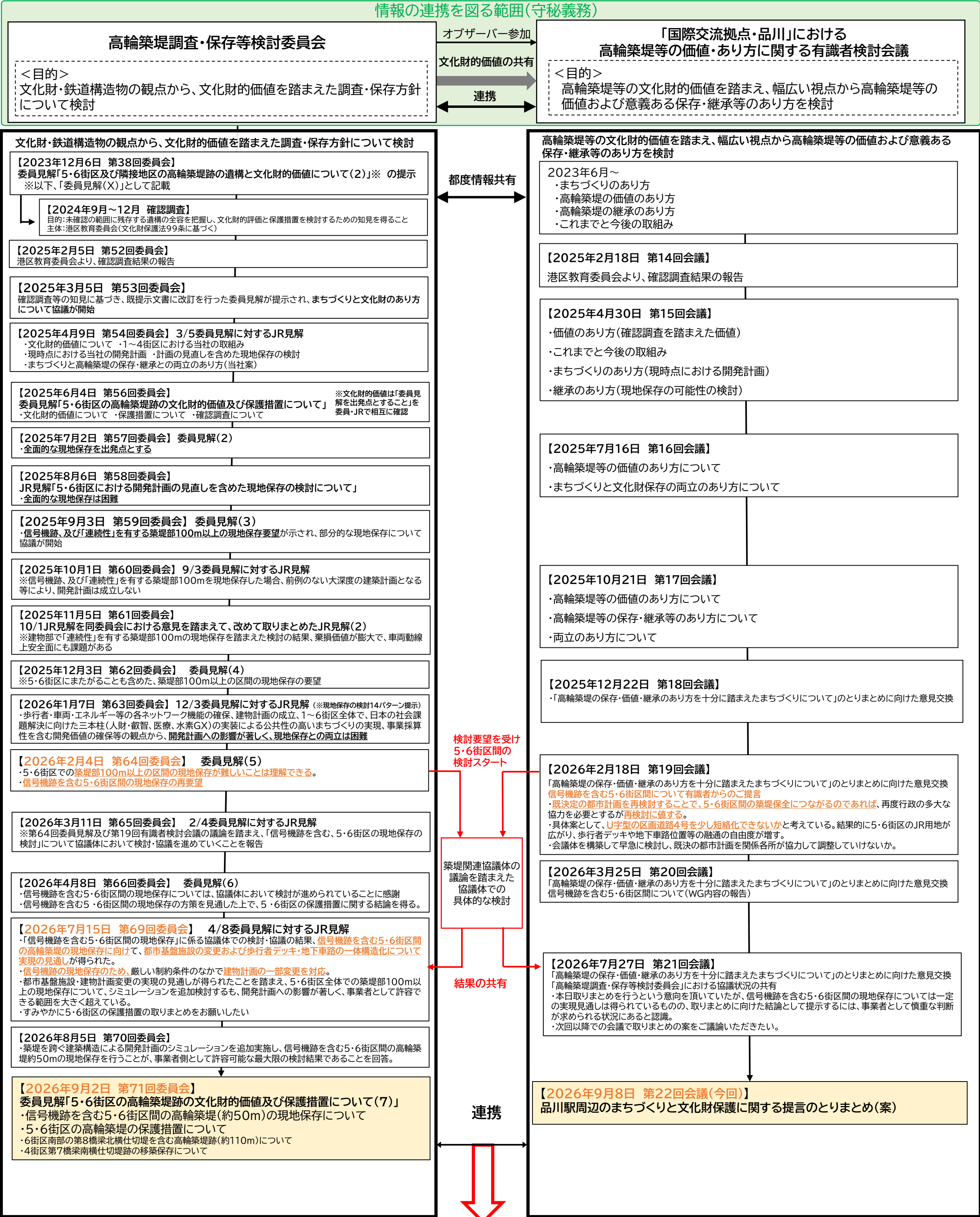
都市計画の手続きを進めていく。その後の設計を詰める段階で、構造、施工方法をまとめていく。そのように計画の熟度が上がっていくというのが一般的な進め方である。現段階は基本設計に入っている段階であり、この内容で都市計画が見えてきたら次に建築の具体的な検討を行っていく。

- (港区) 2つ教えてもらいたい。10月の検討委員会は開催されるのか。委員見解に対してJRの見解は10月に出てくるのか。
- (JR) 5・6街区に関しては、本日の整理を踏まえて手続き等を進めていくため、10月の検討委員会において議論をいただくものはないものと考えている。基本的には各部会の議論が行われるものと思う。
- (JR) 今回5・6街区に関しては委員見解を一定の段階として取りまとめて頂いたと認識しており、来週の有識者検討会議の取りまとめと合わせ、全体として社会的関心が高いことから、なるべく早い段階で当社としての方針を整理し、公表する形での提示を想定している。
- (港区) その内容が検討委員会で報告されるという認識でよいのか。
- (JR) 状況としては、これから都市計画を進めて設計検討に進んでいく。随時、進捗に応じて検討委員会に報告していきたい。
- (港区) 委員とJRで調整していただきたい。
- (委員長) 対外的な公表等について、検討委員会の議論がベースになると思う。有識者検討会議もそうだが、その公表までに検討委員会の議事録を公開してもらわないといけない。
- (JR) 議事録は速やかに確認してもらい、公開する。それと同時以降のタイミングで公表していく。
- (事務局京急) 次回の定例委員会は、10月7日(水)10時00分より、会場はJR東日本現地会議室を予定する。お忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以 上

まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立に向けた検討の進め方について

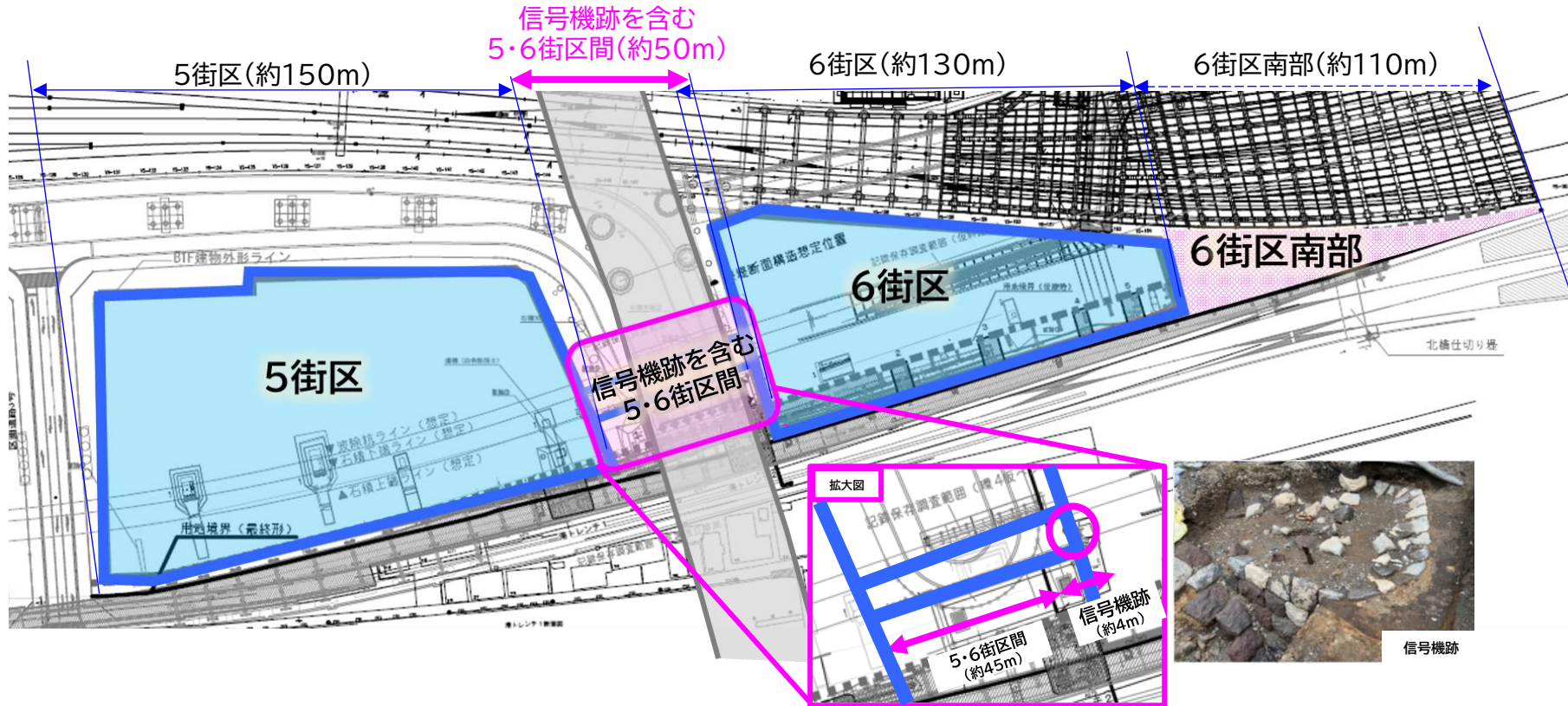
まちづくりを進めるなかで出土した「高輪築堤」の価値や保存方針等をはじめ、5・6街区エリアのまちづくりと高輪築堤の保存・継承の両立についても、主に下記の2つの会議体での検討及び関係行政等からのご助言等を踏まえながら事業者で進めていく。



[illegible]

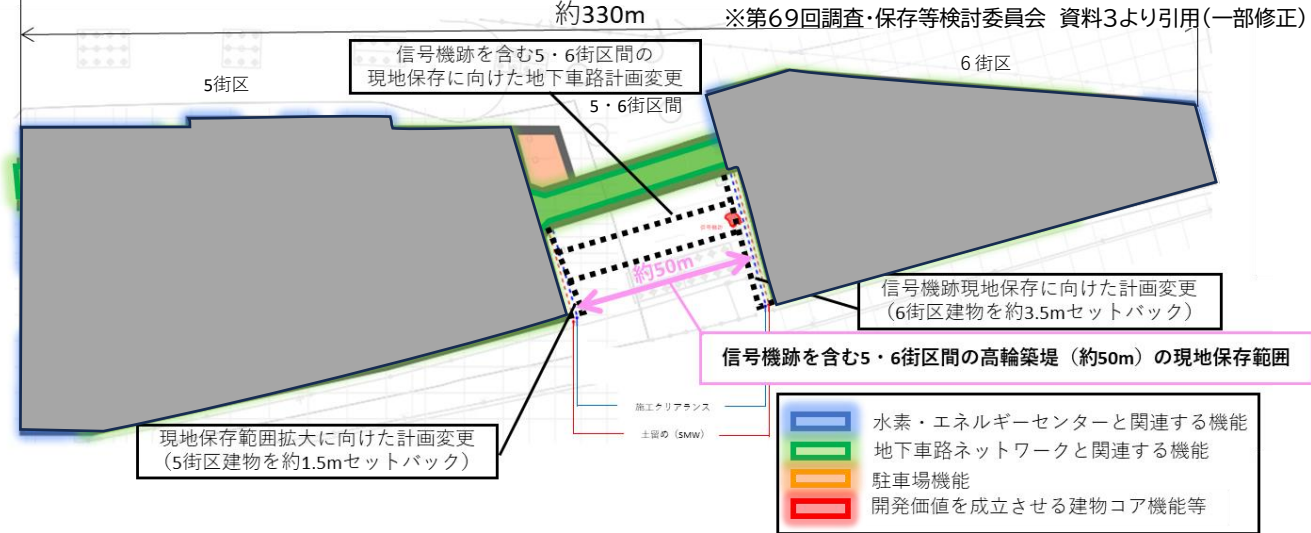
■事業者見解における5・6街区の範囲(平面図)

信号機跡を含む



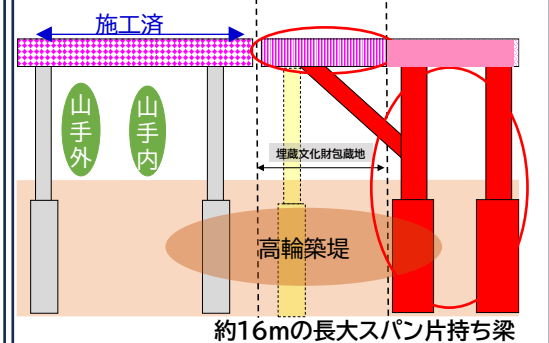
■信号機跡を含む5・6街区間(約50m)を現地保存した場合の建築計画の見直し案(B1F)

※第69回調査・保存等検討委員会 資料3より引用(一部修正)



■6街区南部における計画見直しを含めた 現地保存の検討

※第54回調査・保存等検討委員会 別紙5より引用(一部修正)



特殊な構造架構(杭・基礎・鉄骨サイズアップ)により高輪築堤(約110m)への支障を回避

2026 年 9 月 8 日

「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議

品川駅周辺のまちづくりと文化財保護に関する提言とりまとめ

- ・日本初の鉄道が、新橋～横浜駅間 29 kmにおいてイギリスの技術により敷設されるに際し、「高輪築堤」は日本の伝統技術によりその土台として築かれ、その後の日本近代化に大きく寄与した、歴史を象徴する重要な遺構である。
- ・TAKANAWA GATEWAY CITY のまちづくりは、国家戦略特区の指定を受け、「国際交流拠点・品川」の実現に向け進められている非常に公共性の高いプロジェクトである。
- ・5・6街区エリアは品川駅に近接する重要な立地であり、且つ敷地の広範にわたり高輪築堤が存する等、文化財保護と開発の両立の議論に際し、複雑且つ機微な問題を有していたことから、特にこれまで約4年間・全 21 回の有識者検討会議で、「高輪築堤の価値のあり方」、「高輪築堤の継承のあり方」と、「まちづくりのあり方」、「これまでと今後の取組み」の観点から慎重に議論を重ねてきた。
- ・1～6街区全体(特に今後開発が予定されている5・6街区)において、都市部における「まちづくりの公益」と「文化財保存の公益」を両立させる観点から、当有識者検討会議として、以下のように、事業者のJR東日本に提言する。

I、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において、都市基盤施設(既決)・建物計画の変更を検討し、見通しが得られた「信号機跡を含む5・6街区間の高輪築堤(約 50m)」の現地保存を確実に実現すること。

II、5・6街区において、特徴的な遺構である信号機跡が重要と考え、特に慎重に現地保存を図ること。

III、加えて6街区南部の高輪築堤(約 110m)について、その現地保存に支障しないよう、開発計画を進めること。

IV、5・6街区の開発計画について、「信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤(約 50m)」と「6街区南部の高輪築堤(約 110m)」を現地保存するために特段の計画変更を決断したことを高く評価する。その計画変更を前提にプロジェクトを推進し、「国際交流拠点・品川」の実現に向け、価値向上を図ること。

以上により、1～6街区全体の取組みとして、高輪築堤のあわせて約1/3の長さを現地保存することとなり、今後の日本の都市部における文化財の価値・保存・継承

を踏まえたまちづくりを考えるうえで先駆的な事例になると考える。なお、高輪築堤調査・保存等検討委員会においては、専門性の観点から、緻密且つ丁寧な議論を進め、方向性を整理いただいたことに感謝する。

加えて、今後、開発計画を進めるにおいて、以下の事項に留意すること。

I、鉄道開業の歴史や高輪築堤の文化財的価値などを来街者や地域の人が理解でき、学びを得られるよう情報発信拠点を整備し、後世に継承する取組みを実施すること。

II、特に国際的な交流拠点に相応しい、公共性の高い1～6街区全体のまちづくりを早急に進め、多くの国民がその恩恵を享受できるように取組むこと。

III、信号機跡を含む 5・6 街区間の高輪築堤(約 50m)の現地保存に伴う都市計画変更に向けた検討を行うこと。また、関係事業者、関係行政機関はその実現に協力、連携をすること。

IV、確認未済の箇所から特殊な遺構が出土した場合、高輪築堤調査・保存等検討委員会及び当有識者検討会議に報告の上、その取扱いについて助言を得ること。

以上

観点:まちづくりのあり方

① 品川というまちの特性、品川のまちの使命

- ・国家戦略特区として日本の発展のために重要な場所
- ・広域的拠点性→日本の玄関口
- ・地区一体のエリアマネジメント



・150年前の鉄道開業というイノベーションにより、日本の近代化・高度経済成長の礎となった「品川」
・国家戦略特区として、国内外の利便性が高い広域交通拠点と大規模なまちづくりによる国際ビジネス拠点の形成を推進



② 品川のまちと高輪築堤の関係性

【両立の観点】

- ・「国家戦略特区としての開発の公益」と、「文化財を守ることの公益」の両立
- ・一企業の利益よりも、「社会の利益」を考える都市開発
- ・「文化財の保存を十分に踏まえたうえでのまちづくり」

【築堤を活かしたまちづくりの観点】

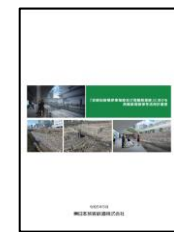
- ・築堤を活かし、「品川全体の価値を高められるチャンス」
- ・品川地区全体の価値を高めて、「賑わい」をもたらす
- ・「文化的公共空間」を作る
- ・歴史も踏まえて、「これから先」のまちづくりを考える
- ・「過去から現在、未来に繋がる文化」として発信する



観点:高輪築堤の価値のあり方

① 高輪築堤の伝える価値

- ・「保存活用計画書」に定める本質的価値
- ・日本の近代化の出発点、鉄道は近代化を促進する重要な機能を果たした
- ・新橋～横浜間の29kmは、日本最初の鉄道であり、日本の近代化の出発点という観点から歴史的価値がある
- ・築堤や土台作りは日本の伝統技術によって築かれ、その上にイギリスの技術を基に鉄道が敷設された
- ・イギリスの技術が日本に本格的に導入され、現在の鉄道技術に至る連続性としての価値
- ・近代遺産、産業遺産としての価値
- ・鉄道史だけではなく、地域史においての意味
- ・土木構造物としての独自性や独特性があるというよりは、鉄道システムとして近代化に貢献した価値が高い。



② 高輪築堤の価値のあり方

- ・「日本の近代化の物語の中に高輪築堤がある」ということを未来へ伝える
- ・築堤という構造物に限定せず、ダイヤを作成する技術やソフトまで「全てを含めて鉄道を語る」
- ・150年前の史跡というだけでなく、「150年前から現在までの変遷」と、「現在から未来につなげていく」ことを俯瞰する観点を持つ
- ・「築堤を絡めた街全体のストーリーを構築する」「築堤があったというストーリー」
- ・海上築堤であったことも重要な記憶の一つ
- ・現地保存・公開する高輪築堤こそ「本物」である、と理解してもらう
- ・「希少価値を提供」し、理解してもらう



観点:高輪築堤の継承のあり方

① 保存の考え方

- ・基本的には「現地保存」が最善
- ・一般論での優先順位は、「現地保存→移築保存→記録保存」
- ・重要な文化財は「典型的なもの」「特徴的なもの」が選ばれ残されている
- ・高輪築堤は「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的層層性」などの観点から、保存の方針を定めている
- ・信号機跡を含む5・6街区間(約50m)の高輪築堤の現地保存に向けて、都市基盤施設の変更および歩行者デッキ・地下車路の一体構造化については実現の見通しが得られた

【参考】2021年9月18日開催 第19回東京都都市再生分科会資料(都市再生特別地区(品川駅北周辺地区)都市計画(案案)の概要)より抜粋



② 移築の考え方

- ・都市部において、全てを残すのは現実的ではない
- ・どうしても現地に残せない場合、次善策として移築も十分に有益
- ・近くに移築する場合、同じ場所に保存するよりは下がるものの、価値はある
- ・記録保存した上で移築整備を行う信号機土台部は、文化財としてプロセスを踏んで活用していく観点で非常に高く評価できる
- ・高輪築堤は土と石と木で構成。石だけ移築する信号機土台部は、高輪築堤自体の移築とは呼べない
- ・移築により、内部構造などを見せることができる

③ 高輪築堤の継承のあり方

- ・鉄道遺産の記憶なども含めて、価値を表現できる空間を作る
- ・線的な施設があったことをデザインで可視化することで、文化的なアピールに繋げる
- ・物理的な継承のみではなく、日本の鉄道建設の起点という観点でストーリーを捉え、その意義を上手く伝えてほしい
- ・日本の鉄道が狭軌でスタートしたことが、その後、世界的に見ても革命的な鉄道のあり方として「新幹線」を生み出した
- ・築堤があったことを上手く織り込んだデザイン、海上に線路が通っていたことを想起させるデザイン
- ・築堤開業当時の雰囲気がかかる、ここにしかないデザイン
- ・高輪築堤をリスペクトしたデザイン
- ・ここを訪ねたら特別な場所だと想起できるデザインストーリーを連続させる調整や工夫
- ・築堤の「連続性」を、都市景観のなかでランドスケープ等に活かす
- ・「人に楽しんでもらい、繰り返し来てもらえる」活用・展示の実現
- ・4街区の「弧を描く鉄道らしい風景」や、「発掘当時の現場状況」等もAR・VR等で再現し、「歴史を伝える空間」を作る
- ・「仮囲い」を使って何かを表現したり「プロジェクションマッピング」を実施する



観点:これまでと今後の取組み

【これまでの取組みについてのご評価】

- ・3街区の第7橋梁部及び2街区の公園部の2箇所について現地保存を、4街区の信号機土台部を含む約30mは移築保存をしっかりと行っている
- ・プレス発表されている様々なTAKANAWA GATEWAY CITYを拠点とした取組みは、大変印象的

【今後の取組みに活かしていくべきこと】

- 活用・展示・デザインのあり方
- 開発計画のあり方
- 推進体制のあり方

これまでの主なご意見(第⑥回・第②回)

観点	まちづくりのあり方 (「品川」というまちの特性と使命)	高輪築堤の価値のあり方 (文化財としての位置づけ)	高輪築堤の継承のあり方 (文化財の保存・公開方法)	これまでと今後の取組み (活かしていくべきこと)
	【品川というまちの特性】 ・品川は近接する羽田空港のさらなる国際化や、リニア中央新幹線の発着駅になるなど、広域的拠点性が高まる稀有な場所。 ・今後は東京駅よりも品川駅が、日本の玄関口としての重要性を増していくのではないかと。(⑥) 【品川のまちの使命】 ・国家戦略特区として、今後の日本の発展のために極めて重要で戦略的な場所である。(⑥) ・品川周辺のまちづくりは日本社会、経済の中で重要な意味を持つ、時間をかけて進められた一大プロジェクトである。(⑥) ・地区一体のエリアマネジメントの仕組みづくりも考えられると良い。(⑦) ・品川の再開発に際して、国家戦略的な観点で日本の社会において意味のある機能や、都市にとって非常に重要な防災などの公共性の高い機能を持たせていくことは重要である。(⑨) (参考) 【国家戦略特別区域の定義】 ・国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域(国家戦略特別区域法第2条) 【都市再生緊急整備地域の定義】 ・都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域(都市再生特別措置法第2条)	【「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡保存活用計画書」における高輪築堤跡の本質的価値】 (国指定史跡としての本質的価値) ↓ ・史跡の本質的価値は世界遺産でいうOUV(Outstanding Universal Value)にあたり、非常に重要である。保存活用計画とこの会議での議論内容は概ね整合しており、引続き運動していけると良い。(⑩) ・指定地だけが計画対象になっていないことが重要。指定地周辺の地域を含めて計画対象区域を定めていることが特徴。(⑩) ・指定地だけではなく幅広く捉えて、価値も含めていることが、この保存活用計画の中心的な内容である。(⑩) ○日本近代化における重要な鉄道建設 ・品川は東京の中心というわけではない。日本の近代化の出発点として、築堤を絡めた街全体のストーリーをしっかりと構築することが重要。(⑦) ・鉄道の世界遺産の一つである「三池炭鉱専用鉄道」は、産業革命の大きなストーリーの中での位置付けとして選定されたものであって、土木構造物そのものとしての価値で選定されたものはない。高輪築堤についても我が国最初の鉄道という歴史的価値が高いと思われるが、土木構造物としての価値は議論の余地がある。(⑥) ・「三池炭鉱専用鉄道」は、一つのストーリーを繋ぐ「システムの一つ」として鉄道も評価され、世界遺産に至ったというのが当時の実情。(⑦) ・富岡製糸場は当時のものが全てそのまま残っている一方、鉄道は29kmの一部分しか残っていないところが大きな相違点である。高輪築堤は皇居の石積みと比較しても、土木構造物として独自性や独特性があるとは考えにくく、むしろ鉄道システムとして近代化に貢献した価値が高いと思われる。(⑧) ・日本の近代化の物語の中に高輪築堤がある、ということを未来へ伝えて欲しい。全て残せなかったとしても、築堤の連続性を都市景観のなかでランドスケープ等に活かすまちづくりが実現できると良い。(⑥) ○新橋・横浜間以降、我が国鉄道網整備の基礎となった路線 ・石垣だけではなく、新橋～横浜間が日本の鉄道の出発点だという事実により、高輪築堤の歴史的価値が更に高まる。(⑦) ・「150年前の史跡」というだけではなく、150年前から現在までの変遷と、現在から未来にどのようにつなげていくのか、俯瞰する視点を持ると良い。(⑥)	【現地保存の考え方】 ・基本的には現地保存が可能であれば最善だが、様々な状況もあり、次善の策として移築保存も考えられる。(⑦) ・5・6街区は基本的に「現地保存ができるかどうか」というところからの検討が必要。(⑨) ・どうしても現地に残せない場合は、移築も十分に有益であると考えを変えていかねばならないと思う。移築後に世界遺産になった遺跡もある。但し、移築する際には復元が正確でなければ価値を損なう。(⑥) ・信号機土台部の移築については、近しい場所に移築する場合、同じ場所に保存するよりは下がるものの、価値はある。(⑩) ・一般論では、現地保存→移築保存→記録保存という優先順位だが、実際に移築保存する価値があるかは、現地の具体的な状況に即して選択する方が良い。(⑪) ・埋蔵文化財の史跡指定を土地と切り離して考えることは難しい。一方、現地保存が難しい場合は記録保存して後世に残していくという考え方もある。信号機土台部は記録保存した上で移築整備と整理されており、いわゆる指定文化財の形ではないものの、文化財としてプロセスを踏んで活用していくという観点で非常に高く評価している。(⑪) ・都市部部の開発と史跡の共存のケースにおいて、移築により価値がなくなるという考え方は、柔軟に取り扱うべき。記録保存だとドキュメントがあればよく、モノが残らないケースもあり、制度的にも、移築を積極的に捉えることが文化財保護と活用の観点から良いことだと考える。(⑪) ・高輪築堤は土と石と木であり、信号機土台部は石だけの移築のため、高輪築堤自体の移築とは呼べない。現地保存では断面を見られないが、移築により内部構造などを見せることができるというのの一つの方法である。(⑩) (参考) 高輪築堤の保存の方針 ・確認された高輪築堤の遺構について、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重畳性」などの観点から、保存の方針を定めた。(第2回高輪築堤調査・保存等検討委員会・資料2) ・3街区第7橋梁部(約80m分)及び2街区公園部(約40m分)の2箇所について現地保存、4街区の信号機土台部を含む約30mは移築保存をしっかりと行っている。(⑨) ・1～4街区では開発が決まった後で築堤が見つかった。5・6街区は計画には明らかになっておらず、1～4街区に比べて検討する時間や余地があるのではないかと、という認識である。現実として、これまでの整理内容で良かったものと考えている。(⑫) ・代表的な部分として、第7橋梁部を残してもらいたい大変ありがたい。一方、1～4街区の現地保存箇所では海上築堤らしい連続性をあまり感じられない。(⑫) ・高輪築堤調査・保存等検討委員会では「検討にあたっては現地保存を出発点としたい」という考えとのことだが、5・6街区で追加現地保存が必要かどうかを、いつどういう形で決めていくのか。今後の手順や結論がいつ頃になるのかを教えてください。(⑫) →事業者と高輪築堤調査・保存等検討委員会の両方の意見をもとに、文化庁として価値判断を行いたい。(⑫) ・高輪築堤調査・保存等検討委員会の議論内容を踏まえることは本検討会議の前提であり、本検討会議でも過去14回議論を行い、1～4街区は総合的判断による整理がされている。5・6街区の議論においても高輪築堤は一体のものとして議論すべきであり、1～4街区の整理の前提を覆すことはおかしい。(⑫) ・現地保存は大切だが、何が何でも全て現地保存ということではなく、現地保存するだけの価値があるかどうかを高輪築堤調査・保存等検討委員会で十分に議論してもらいたい。何が何でも現地保存という論調は行き過ぎである。(⑫) ・高輪築堤調査・保存等検討委員会で、開発と保存のせめぎあいの部分を議論するのは難しいのではないかと。最終的に開発と保存の落としどころは行政と事業者の話し合いになり、それを見ていくのはどこか。この検討会議か。高輪築堤調査・保存等検討委員会に押し付けるのは少し違うだろうと思う。(⑫) ・高輪築堤をどれだけ残せるか、そのためにどのようなことができるか、について良く整理された資料である。これをもとに「高輪築堤調査・保存等検討委員会」で議論されると思うが、高輪築堤の保存に関する事務局の検討は、個人的には自然な整理ではないかと思う。(⑫)	【これまでの取組み】 ・保存活用計画のプレスを見たが、事業者として現地保存や公開にしっかりと取り組んでいることが理解できた。(⑥) ・品川駅を中心にしっかりと開発が進められているなかで、文化遺産を保存・活用する際に重要なことは、日本の方だけではなく外国の方にも見てもらうことではないか。(⑥) ・「外国の方も含めて多くの方に長く親しみを持っていただける保存や展示を考える」ことが大事で、引き続きその方向での取組みをお願いしたい。(⑧) ・プレス発表されている様々なTAKANAWA GATEWAY CITYを拠点とした取組みは、大変印象的なもので素晴らしいと思う。(⑨)

観点	まちづくりのあり方 (「品川」というまちの特性と使命)	高輪築堤の価値のあり方 (文化財としての位置づけ)	高輪築堤の継承のあり方 (文化財の保存・公開方法)	これまでと今後の取組み (活かしていくべきこと)
これまでと今後の 主な意見(第⑥回〜第⑫回)	【品川のまちと高輪築堤の関係性】 ・築堤出土以前から、品川の開発では「文化的公共空間」を作ることを検討していた。これに築堤を活かし、品川全体の価値を高められるチャンスと捉えてほしい。(⑦) ・築堤出土で付加価値が高まった文化創造棟の活用によって、品川地区全体の価値を高めて、賑わいをもたらしていけると良い。(⑦) ・国家戦略特区としての品川における開発の公益と、文化財を守ることの公益の2つが存在する。この2つの公益を比較検討する必要があるため、事業者より品川における開発から得られる利益、公益の説明を頂きたい。(⑧) ・築堤を残す、残さないという対立議論ではなく、品川全体で「継承と革新」を両立するためにどのような工夫が必要か、という議論が必要ではないか。(⑧) ・「まちづくりと文化財のあり方」というテーマは、「文化財の保存を十分に踏まえたうえでまちづくりのあり方」という方が相応しいのではないかと。(⑧) ・開発と文化財の保護をいかに両立させるか、どのように考えていくのかについて、さらに具体的な計画を提示してほしい。(⑨) ・単にJR東日本のプロジェクトというだけでなく、日本にとってこの地区の開発が非常に大きな公益性を持っている。文化財保護も公益目的で考えるべきであり、都市の開発も一企業の利益よりも社会の利益をどう考えるかという観点で考える必要がある。(⑩) ・人が多く流れ界限性を持った地域になることが重要。高輪築堤は人の流れの中、歴史との接点という意味で大きな意味と価値を持つ。地域史という観点も取り込み、現代・近代・歴史が重なって実感されるような地域づくりを念頭に置いてもらいたい。(⑩) ・これから先のまちづくりを考えていく上では歴史についても踏まえていく必要がある。(⑩) ・文化の発信は多義的である。高輪築堤も、ただ過去のものとするのではなく、過去から現在、未来に繋がる文化として発信することが重要。(⑩) ・築堤が作られた当時のまちづくりと築堤の関係性について、地域のまちづくりを進めるうえで重要な観点である。(⑫) ・開発区域は細長く、築堤自体も細長いものである。1〜4街区は保存を含めて活用を決めてきた。5・6街区、品川駅街区に係る範囲については、一連の施設という扱いの中で役割分担を議論することが必要であると思う。(⑫)	○イギリス人技師の指導のもとに建設された鉄道 ○鉄道技術向上の基礎となった新橋・横浜間建設 ○西欧の鉄道技術と江戸時代以来の土木技術により造営された築堤 ○明治初期の土木技術を示す重要な遺構 ・高輪築堤を含めた29kmの鉄道はイギリスの技術と日本の技術によって作られている点、イギリス人技術者が日本の技術者を育成した点を十分に調査し、説明・展示等ができることと良い。(⑥) ・イギリスの技術が日本に本格的に導入された例として、高輪築堤の特徴のひとつであることに土木構造物としての価値があると考える。現在の鉄道技術に至る歴史的な連続性にも価値があり、上手く表現できると良い。(⑧) ・近代遺産として、産業遺産としての価値を整理のうえで、高輪築堤のどのような価値を残すかが重要。現地保存をしている時点で、土木構造物としての価値は尊重されている。(⑧) ・鉄道の歴史からすると、築堤という構造物に限定せず、例えばダイヤを作成する技術からソフトまで、鉄道の仕組み全てを含めて語ると良い。(⑥) ○海上に鉄道を走らせるために建設された鉄道敷 ・新しく作られるもののなかに、ストーリーとして築堤があったということを上手く織り込んだデザインが望ましい。線路を遠くまで見通せること、海上に線路が通っていたことがデザインとして重要。「継承と革新」を表現してほしい。(⑧) ・築堤開業当時の雰囲気やわかにしかなかったデザインであってほしい。高輪築堤の錦絵は、ストリートファニチャーなどで工夫して再現できるのではないかと。海上築堤であったことも重要な記憶の一つであり、それをどう表現するかの工夫があると良い。(⑧) ○水運と陸運の結節点に建設された築堤の橋梁 ・水運と陸運の結節点などが地域史の中核となるが、築堤を作った以後も荷上場として活用されたほかに、養殖場としたり、伊豆の物産を集めて商売を行ったりと、様々な使われ方をしていたようである。(⑫) ○鉄道の建設から開業、複線化、3線化する路線の変遷をたどることのできる遺構 ・東海道との間をつなぐ南北の仕切堤があったことや、東海道側に車町の河岸機能の維持のために第7橋梁を通舟できるように作った経緯から、鉄道史だけではなく、地域史においての意味もある。(⑩) ・可能な範囲で現地保存のうえ公開する高輪築堤こそ本物であると理解してもらうことや、その希少価値を提供し理解してもらうことが望ましい。(⑦) ※「保存活用計画書」に記載の無い観点 ・モノにまつわる記憶や自然景観等も含めて全体をいかに扱うかを考える潮流になってきている。この動きの中で生まれてきたものに自然と文化を連携して考える文化的景観がある。(⑥)	・5・6街区についても、まず現地保存を出発点として検討すべきである。1〜4街区と同様に、計画見直しを含めた現地保存の検討を要望している。(⑬) ・まず全面的な現地保存の可能性を検討したうえで保護措置を議論すべきである。委員会としては信号機跡、100m以上の連続区間の現地保存を要望している。(⑭) (参考)・JR 見解において、5・6 街区での築堤部 100m 以上の区間の現地保存が難しいとされたことは理解できる。(中略)再度本委員会として、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の検討を要望する。(第64回高輪築堤調査・保存等検討委員会における委員見解) ・決定した都市計画であるが、それを再検討することで5・6街区の築堤保全につながるのであれば、再度行政の多大な協力を必要とするが再検討に値するのではないかと(⑭) ・中井氏の提案に賛成であり、まずは行政がこれに同意し、態度と方向性を決めてもらいたいということが一番のポイントである。行政に態度を決めさせてもらうことが現在の課題である。(⑭) ・都市計画決定から時間が経っていないものを変えることについて抵抗を受けるかもしれない心配するが、変更に値する大発見があることに合意してもらえるならありがたい。都市計画決定は時間がかかるものであり、計画が遅れないよう早めに実施してほしい。(⑭) ・信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の方策を見通したうえで5・6街区の保護措置の結論を得ることにしたいと考えているので、ぜひ検討をお願いしたい。(⑭) ・このような工夫で遺構が保存されたと画期的。遺構が残ることも大事だが、そのためのプロセスも後世に与える影響が大きい。(⑭) ・5・6街区は敷地が狭く、線路に挟まれないもので、1mでも残せるところは残そうと考えた際に、道路下空間というのは、大変貴重な空間である。国家戦略特区として都市計画が既にかなり以前に決定されており、これをもう一度変えるということは行政的に大変な作業と思うが、関係行政機関、事業者が全員で力を合わせて取り組んでもらいたい。都市計画決定後に重要な遺構が出たということであれば、専門家の意見を聞いてしかるべき保存措置をとるとしているのは基本である。(⑭) 信号機跡を含む5・6街区間(約50m)の高輪築堤の現地保存に向けて、都市基盤施設の変更および歩行者デッキ・地下車路の一体構造化については実現の見通しが得られたことについてご報告します。あわせて、信号機跡の現地保存のため、事業者による建物計画を変更することについて、協議体で共有しました。 (第69回高輪築堤調査・保存等検討委員会資料2) 【継承の考え方】 ・史跡だけでなく皆さんの価値が共存し、それらを全て保存するのは難しい。何を守り、未来に伝えるのかを示すことが答えになると思う。(⑬) ・重要文化財は時代を代表する典型的なもの・特徴的なものが選ばれて残されている。(⑬) ・都市部において全てを残すのは現実的ではない。世界遺産では「レプレゼンタティブ(代表性)」という考え方で、複数の類似遺産がある場合は、最も典型的で保存の良いものを残している。どこをどのような観点で選定して残せるものを残すのか、価値の考えを整理することが望ましい。(⑬) ・文化財継承においては、モノだけでなく人も大事という考え方になっている。価値を維持しつつ、人に楽しんでもらい、繰り返し来てもらえる活用・展示が実現できると良い。(⑭) ・ハード(モノ)だけの保存では、限られた人だけにしかアピールできないのではないかと。ソフトとして、鉄道遺産の記憶なども含めて価値を表現できる空間を作っていくと良いと思う。(⑭) ・5・6街区でも、可能であれば人が見える形での保存(露出保存)の実現を目指してほしい。(⑬) ・史跡区域に加えて信号機土台部の移築保存、第7橋梁南横仕切堤の移築保存など、ある程度連続して残るようになる。これが5・6街区で途切れるような形になるので、何らかの形で残ることが重要である。(⑫)	【今後の取組み】 ・高輪では、ここが日本の近代化の出発点であることを明示し、新橋・横浜間における歴史の全体像を説明・展示する方が、一般の方々の理解を得られるのではないかと。(⑬)(⑭) ・鉄道博物館や旧新橋停車場等と連携した展示を行うことで、全体として理解を深められるようにすると良い。(⑬) ・錦絵を展示する際は、現在の位置を示す解説があると良い。(⑬) ・誰もが愛せる、話ができる保存や展示、賑わいづくりが重要。保存当初は注力できても、50年、100年と継続的に活用するのは大変。コミュニティ全体が史跡を大切にする仕掛けづくりも大切。(⑭) ・東京都や港区と相談し、発掘調査の進捗を報告したい。(⑬) ・5・6街区は部分的な調査を実施中。開業期の海側の石垣が1〜4街区に比べて非常に高い位置で確認され、遺存状態が良いと想定される。(⑬)(⑭) ・5・6街区は基本的に「現地保存ができるかどうか」というところからの検討が必要。(⑭) ・発掘調査の報告から5・6街区での築堤の場所がほぼ確定してきており、1〜4街区とは異なって「築堤があること」を踏まえた基本計画ができるのではないかと。(⑭) ・国家戦略に相応しい将来の計画と、歴史を継承する保存計画とのシナジーを図る観点で、それらが十分に表現されている説明ができると良い。(⑭) ・物語のスタートに築堤があったということが今の開発に至っている。どういうデザインなら良いのか、しっかり検討してもらいたい。(⑭) ・「これからの日本の成長を牽引する」にあたり、産官学のうち、官の協力も得ないといけない。港区だけではなく東京都、日本政府に応援や協力をしっかり行ってもらいたい。(⑭)

これまでの主な「意見」(第⑥回～第⑫回)

観点	まちづくりのあり方 (「品川」というまちの特性と使命)	高輪築堤の価値のあり方 (文化財としての位置づけ)	高輪築堤の継承のあり方 (文化財の保存・公開方法)	これまでと今後の取組み (活かしていくべきこと)
	・国際的な開発計画が部分的にはかなり進んでおり、都市計画決定もされている。これを前提に行進しているものも多く、変更は困難であろう。計画に配慮して、現実的に現地保存ができるかどうかを考慮するを得ない。残すにしても、巨額の費用が発生するのであれば、事業者としては受け入れ難い。「高輪築堤調査・保存等検討委員会」の文書にも「出発点」と記しており、決して「終着点」ではない。プロジェクトの現実性のなかで着地点を検討し、総合的に判断しなければならない。5・6街区だけ特別な考え方を取るのではおかしい。(⑮) ・5・6街区が1～4街区と分かれる議論になっているが、元々一体としてガイドラインを作成している。環状4号は既に工事が進み、地下の駐車場やエネルギー供給のネットワークの計画もあり、1～4街区と5・6街区を切り離して考えることはできない。(⑮) ・既に進行している都市開発の中で議論を長期化させるべきではない。品川駅との接続や地下インフラなど、より大きな都市構造の中で保存と開発の問題を整理すべきである。(⑮) ・高輪築堤は公益性の高い文化遺産である一方、品川開発も国民的な公益性を持つ。最終的に誰が公益と公益の調整を行うのかという視点も重要である。(⑮) ・事業は迅速に進める必要がある一方で、文化財保存については後世への責任を負っている。価値を確保したうえでベストエフォートを実現することが重要である。(⑮) ・この地区は国家戦略特区であり、開発の推進そのものが国益である。文化財価値と社会的利益とのバランスを考える必要がある。(⑮) ・まちづくりと文化財保護の両立は日本全体の課題で、高輪築堤はその先遣隊となる。(⑮) ・5・6街区が整備されなければ品川のまちが分断される。事業が成立しなければ社会課題解決に向けた取組みも多岐でなくなる。まちづくり全体への影響という視点から議論する必要がある。(⑮) ・信号機跡を解決していくことがきっかけになる。5・6街区間の保存は、道路用地などもあり、本来行政の協力が無いと解決が難しい場所だと考える。時間も重要な要素なので、是非行政の協力をお願いすることを強く申したい。(⑮) ・道路自体の線形を変えることで築堤保護に向けた検討の自由度を高められるように、既決の都市計画に触れる内容をみんなで協力して調整していけないか、というのが私からの提案である。どういった役回りになるかは別だが、そのような場があれば私も参加しても良い。そのような行政の協力を本会議でも強く要請するという取りまとめもあるのではないかと。(⑮) 信号機跡を含む5・6街区間(約50m)の高輪築堤の現地保存に向けて、都市基盤施設の変更および歩行者デッキ・地下車路の一体構造化については実現の見通しが得られたことについてご報告します。あわせて、信号機跡の現地保存のため、事業者による建物計画を変更することについて、協議体で共有しました。 (第69回高輪築堤調査・保存等検討委員会資料2)	文部科学大臣が国の史跡として指定しているので、文化財的価値は既にあるものとする。今後は、その価値とまちづくりをどう両立させるかという議論になる。(⑮) ・開発やまちづくりに活用されるかどうかではなく、文化財の本来的価値は不変のものであると考える。世界的に見ても、日本国内のに見てもその説明では筋が通らない。(⑮) ・保護の観点からは現状保存が第一、というのが大きなスタンスであり、保護基準が異なることはない。建築計画の有無の話であり、建築計画の変更によって保護が図れるのであれば協議を行っていたで手順もあり得る。(⑮) ・都市計画がなされているかどうかで、文化財の価値が変わるとは思わない。(⑮) ・デザインは文化財の活用という意味において、とても価値がある。(⑮) ・移築は史跡の世界では価値がないとされるが、文化財の活用の観点からは十分に価値があることである。移築するスペースがなければ石垣といった部材を例えば建物の中に活用することも、記憶としての文化財の活用として非常に価値がある。(⑮) ・5・6街区の遺構は1～4街区と同等以上の遺存状況を持つ。工区の違いによる構造の多様性が確認されており、高輪築堤の理解を深める重要な資料である。(⑮) ・文化財的価値については、1～4街区で整理した考え方と貫している。5・6街区でも我が国最初期の信号機跡と考えられる遺構が確認されている。鉄道の連続性を示す100m以上の区間が重要である。(⑮) ・文化財として何が重要なかを整理し、その上で開発との両立可能性を検討すべきである。信号機跡は文化財的観点から重要な検討対象である。(⑮) ・高輪築堤は本芝から八ツ山橋まで連続した遺産として捉えるべき。羽田アクセス線調査でも遺構が確認されている。(⑮) ・高輪築堤は新橋～横浜間鉄道の一部として、日本近代化の出発点を示す重要な遺産である。一般国民にその価値を理解してもらうことが重要である。(⑮) ・5・6街区の高輪築堤は、4街区と同様に鉄道らしい連続性や構造の多様性を示す遺構である。高輪築堤の価値は単なる一部分ではなく、工区ごとの構造の違いや多様性にもある。(⑮) ・100m以上の現地保存を要する理由は、工区ごとの違いや築造方法の多様性を保存するためである。同一構造が続くものではなく、長い区間を残してこそ価値が継承できる。(⑮) ・100mという数字は絶対値ではなく、価値をどのように残すかという観点で考えるべきである。(⑮) ・100m保存が理想形であっても、それ以外の方法で価値継承を実現できる可能性も検討すべきである。100点満点でなくとも限りなく100点に近い形で価値を継承することが重要。(⑮) ・新橋～横浜間鉄道は日本近代化の出発点として極めて重要な価値を持つ。富岡製糸場が世界遺産として残った一方、新橋～横浜間鉄道はほとんど残っていないため、残存する遺構の価値は大きい。信号機跡に関してはその価値がよく理解できるので、残そうという検討をしてもらいたい。(⑮) ・信号機跡の文化財の価値が非常に高いということであり、調整してみる価値は十分にあるだろう。(⑮) ・信号機跡について、谷川氏なども指摘があるように、文化財として非常に重要な遺跡ということである。4街区では移築保存しかできなかった。ここはなんとか現地保存ができるように頑張ってもらいたい。(⑮)	【様々な継承方法】 ・完全な保存が行えない場合も、残る記憶を建築・道路デザイン等で表現することや、AR・VR等を活用した歴史を伝える空間作りが肝要。(⑮) ・ARは考古学の遺跡でも使われる。例えば、4街区の弧を描く鉄道らしい風景や、発掘当時の現場状況等もARで再現して見られるようにできると良い。(⑮) ・展示や説明はARだけではなく、多様なソフトを組み合わせて、現場でも対応できる工夫をしてほしい。(⑮) ・日本の近代化の物語の中に高輪築堤がある、ということを未来へ伝えて欲しい。全て残せなかったとしても、築堤の連続性を都市景観のなかでランドスケープ等に活かすまちづくりが実現できると良い。(⑮) ・それぞれの街区をデザインで繋ぎ共有化する取組みとして、通り(デッキ等)を活用して線的な施設があったことをデザインで可視化したし、築堤があたかも地表に表出しているようなデザインの工夫をしつたりして、文化的なアピールに繋げることが出来る。(⑮) ・日本初の鉄道に狭軌を採用した歴史的背景を様々な場所で語り、床面のデザインにも活かしてほしい。できるだけ線路のデザイン上には物を置かない方が良い。(⑮) ・新しく作られるまちのなかに、ストーリーとして築堤があったということを手く織り込んだデザインが望ましい。線路を遠くまで見通せること、海上に線路が通っていたことがデザインとして重要。「継承と革新」を表現してほしい。(⑮) ・築堤開業当時の雰囲気やわかることしかないデザインであってほしい。高輪築堤の錦絵は、ストリートファニチャーなどで工夫して再現できるのではないかと。(⑮) ・4街区以外でも高輪築堤をリスペクトしたデザインを考えてほしい。(⑮) ・訪れた人に「なるほど、このような表現もできるのね」と感じてもらえることが、この場所をリスペクトすることになる。(⑮) ・ここを訪ねたら特別な場所だと想起できるデザインを検討してほしい。どこにでもあるような情景では面白みがなく、誰も来ない場所になってしまう。(⑮) ・せっかく遺跡から発掘された石を床石等に転用しても、説明が無いとそれが何か理解されにくい点が多い。見た人に伝わる工夫が必要である。(⑮) ・来場者が石の使われ方を見て、当時の石垣と思っていた方が重要。(⑮) ・4街区と3街区の間の道路横断部の仕上げ等で、築堤が北側に繋がるデザインができると良い。ストーリーを連続させるべく、敷地の外の部分との調整や工夫をしてもらいたい。(⑮) ・仮囲いを使って何かを表現したり、プロジェクションマッピングを実施するなど、上手く活用していけると良い。(⑮) ・発掘現場が今のまちにつながったということが分かるようにAR等で体験できると良い。(⑮) ・地下の見えない空間に残すよりも、4街区のように物としては失われていても、同じような場所に同じような価値を感じられるように工夫されたデザインは来場者には意味のある設えである。物理的に残した部分と、記録保存をしたとしても空間として尊重しデザインした部分も、いずれも努力した結果であり、来訪者にとって築堤の手がかりを想起させるため重要である。(⑮) ・現地保存が難しい場合は移築も含めて検討すべきである。記憶を呼び起こす継承方法も重要である。(⑮) ・品川駅から高輪ゲートウェイへ向かう主要動線の中で築堤を感じられるデザインが必要である。高輪築堤を想起させるものか何も残らない状況は避けるべき(⑮) ・地下に保存するだけでなく、来訪者が築堤の存在を実感できる空間づくりが重要である。2階デッキレベルなどを活用し、100mのスケール感や鉄道の線形を体感できる空間をつくるべきである。仮に現地保存が難しくても、地上デザインなどで記憶を継承する方法を考えるべきである。(⑮) ・上手くデザインすれば「ここに埋まっている」ということを実感できるだろう。こうした様々な手立てを講じて、100mではないにしても将来のために地下に残すことの意義を実感できるようなことも考えられるのではないかと。そのための合意形成は大変だと思うが、よろしく願いたい。(⑮)	・付加価値を高めた箇所や工夫した箇所を含めて、まち全体として価値が出るので、資料に表現すべきである。(⑮) ・新橋～横浜間鉄道全体のストーリーとして情報発信すべきである。新橋や横浜との連携による発信が望ましい。(⑮) ・鉄道開業時に人々が何を感じたか、なぜ鉄道が受け入れられたかという「人の物語」も展示に取り入れるべきである。遺構だけではなく、人々の体験や記録を含めて近代化のストーリーとして伝えることが重要である。(⑮) ・詰めていく過程で大きな問題が出る可能性もある。検討会議をまとめるタイミングを考えているが、協議体で検討を進めてもらって、大丈夫だという段階まで来た時に検討会議として何らかのまとめを出すという流れがよいだろう。(⑮) ・新橋～横浜間鉄道が担った日本の近代化の物語をどの場所でどうプレゼンし、どう次につながっていくのかというストーリーや情報をうまく出していけるように戦略的に考えてもらいたい。動線が限られているのでどこでどういう話を伝えるか、計画しやすい。日本の近代化に資する遺構であることをうまく伝えてほしい。(⑮) ・日本の近代化の歴史を感じられる場所をどう表現するか、検討を進めてもらいたい。国際交流拠点として、国際的な情報のハブとして機能する観点と歴史を将来に発信する観点をうまく融合させた空間ができるとよい。(⑮) ・新橋～横浜間鉄道の近代史上の位置づけ、その中で高輪築堤の位置づけ、歴史的な意義がわかるような展示を作ってもらいたい。この部分を一番期待している。(⑮)